

# 志賀町国土強靱化地域計画



令和3年3月

石川県志賀町



# 目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の期間	3
3. 計画策定の進め方	3
第2章 本町の概況と特性	4
1. 町の概況と特性	4
2. 防災対策の状況	8
3. 自然災害等	14
4. 上位関連計画	17
第3章 基本目標及び基本方針	23
1. 基本目標及び事前に備えるべき目標	23
2. 基本方針	24
第4章 推進方針設定に向けた基本的考え方	25
1. 脆弱性評価の考え方	25
2. 起きてはならない最悪の事態の設定	26
3. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定	27
第5章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針	29
第6章 計画の推進	133
1. 優先的に取り組む施策	133
2. 各種施策の推進と進捗管理	134

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の位置づけ

### 1) 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ

本計画は、国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法）第13条の規定に基づき、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画です。

そのため、上位計画である「石川県強靱化計画」が本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調整を図るとともに、行政経営の総合的な指針である第2次志賀町総合計画との整合性を図りながら策定し、災害対策基本法に基づき策定した志賀町地域防災計画と役割を分担しながら本町の強靱化を目指します。

また、地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な対応力が地域への変化の増進をもたらし、持続的な成長を促すことで、地域の活性化に結び付くものであるため、地方創生（総合戦略）と連携して取組を進めます。

### 2) 上位計画

#### ① 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本計画（以下、国の基本計画）は、国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものであり、また、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定されたものです。国の防災基本計画と並び、日本の災害対応の骨格をなすものとされています。

#### ② 石川県強靱化計画

石川県強靱化計画は、国の基本計画と整合する形で、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間としています。県では、この計画に沿って必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくこととしています。

### 3) 地域防災計画との違い

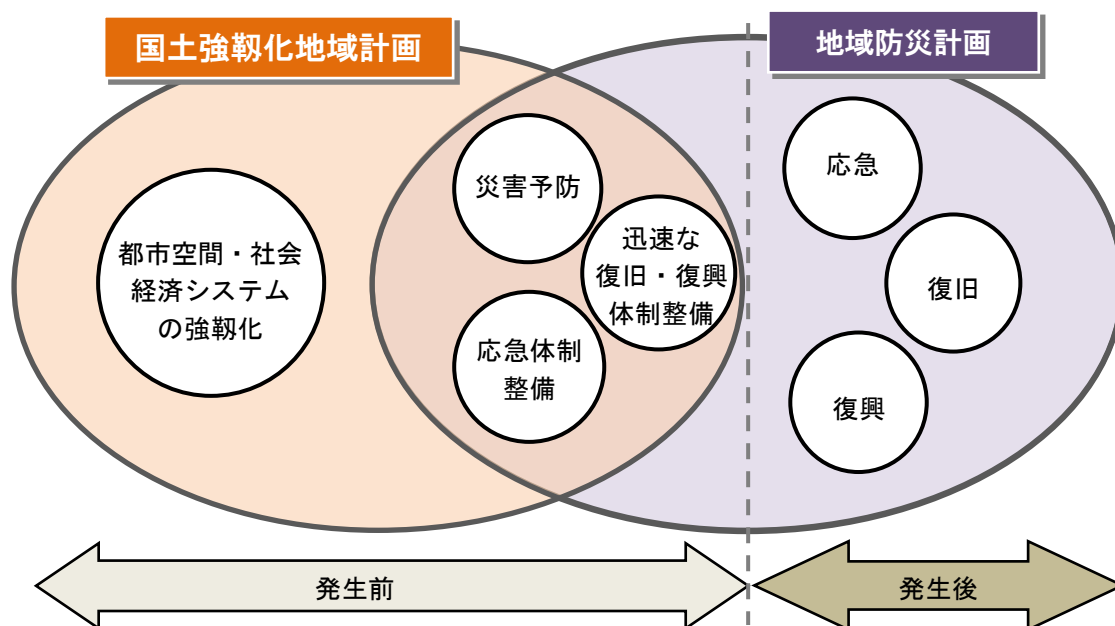
「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、志賀町地域防災計画（令和元年8月）では、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」及び「原子力防災計画編」のリスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な国づくり、地域づくり、仕組みづくりを平時から持続的に展開する、強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

#### ■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	脆弱性評価、 リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化・指標	○	—



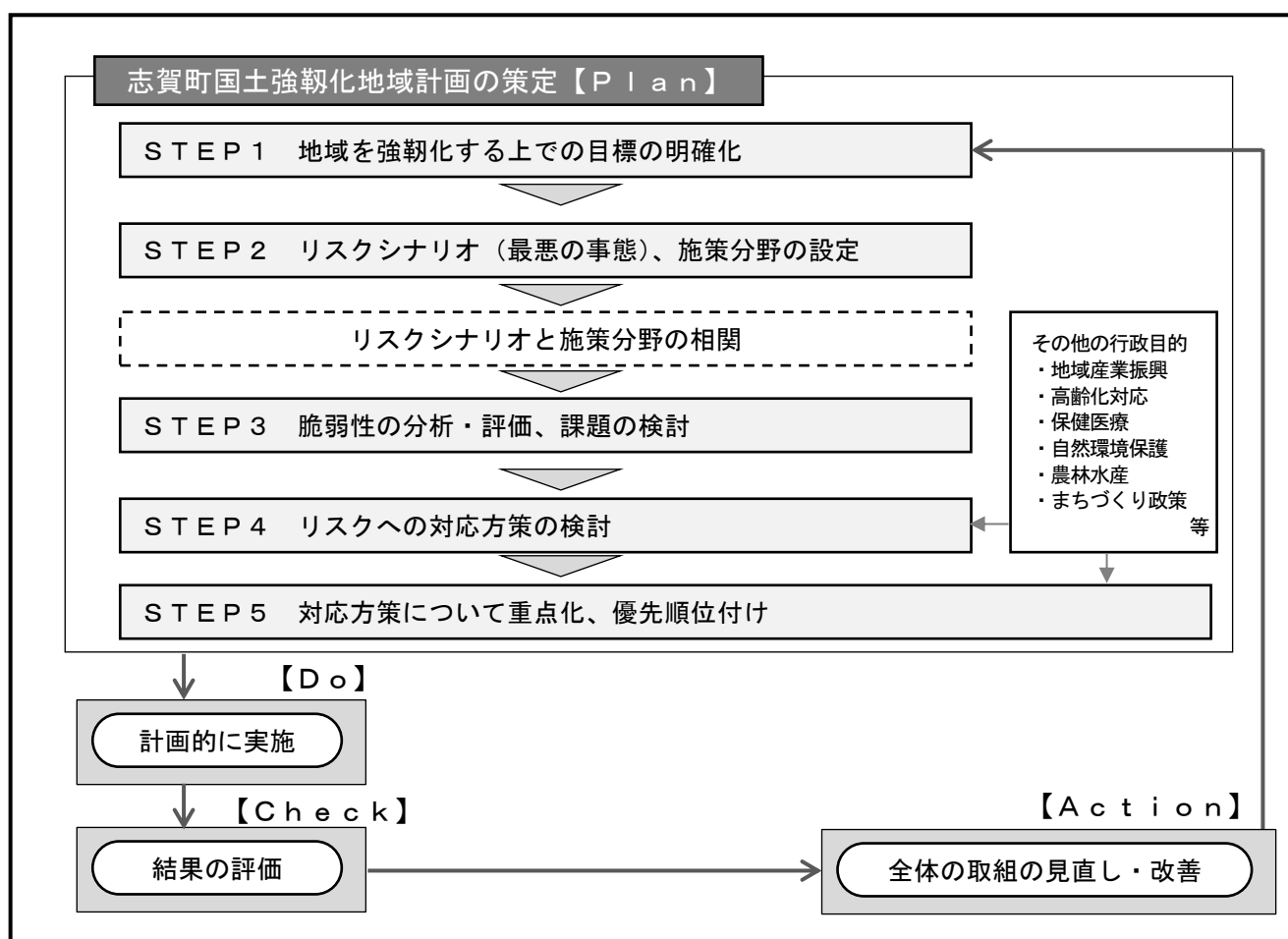
## 2. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 3. 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け



## 第2章 本町の概況と特性

### 1. 町の概況と特性

#### 1-1 自然的条件

##### 1) 位置、地勢、気候

本町は、能登半島のほぼ中央に位置し、東西12.7km、南北31.0kmの南北に長い町域を有し、面積は246.76km<sup>2</sup>となっています。

西は日本海に面しており、北側は輪島市、穴水町、東側は眉丈山系に連なる丘陵地帯で、七尾市、中能登町に、南側は羽咋市に隣接しています。

金沢市までは、のと里山海道を利用して約1時間の距離にあり、JR羽咋駅まではバスで約30分、能登の空の玄関口であるのと里山空港までは車で約40分の位置にあります。

本町は豊かな自然に恵まれ、海岸線には、奇岩怪石や白砂青松の能登金剛といった美しい景勝地が見られます。

また、まちの中央部のなだらかな丘陵地には、リゾートホテル、ゴルフ場、別荘地を有する志賀の郷リゾートなど多様な観光資源を有しています。

気象庁気象統計情報によると2019（令和元）年においては、平均気温は14.7℃、年間降水量は1,438.5mm、平均風速2.3m/s、日照時間は1,900.2hとなっています。

##### 2) 土地利用

本町の土地利用現況は、右図に示すとおりで、林野が全体の65.5%を占めており、耕地が11.8%、宅地3.3%、その他19.4%となっています。

#### ■ 本町の位置



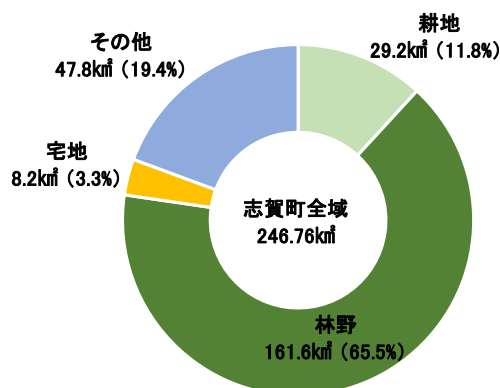
[出典：第2次志賀町総合計画]

#### ■ 旧福浦灯台



[出典：しかまち観光ガイド]

#### ■ 土地利用面積割合



[出典：石川県統計書 (H30)]

## 1-2 社会的条件

### 1) 総人口・世帯数

本町の1990（平成2）年から2015（平成27）年までの国勢調査による人口、世帯数及び世帯人員の推移を見ると、経年的に人口の減少傾向が顕著であり、また、その減少率も2005（平成17）年以降増加傾向となっています。

また、世帯数は1995（平成7年）から2000（平成12）年にかけて若干増加したものの、それ以降は減少傾向にあり、世帯人員も経年的に減少しています。2015（平成27）年では、7,493世帯、2.7人／世帯となっています。

ただし、本町の世帯人員は、石川県、全国に比べると高い値となっています。

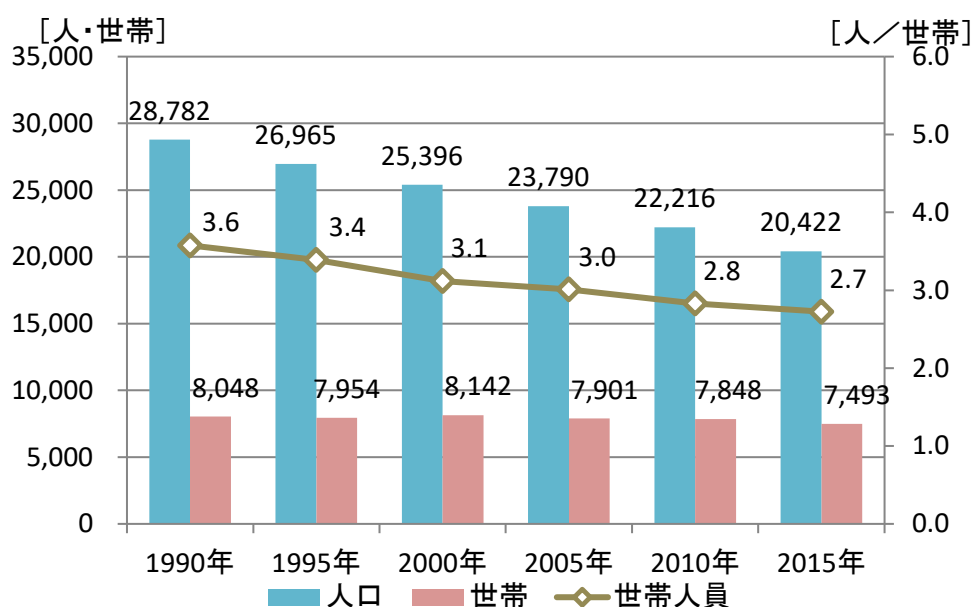


図. 人口、世帯数、世帯人員の推移

表. 人口、世帯数、世帯人員の推移 (単位：人、世帯、人／世帯)

区分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
人口	28,782	26,965	25,396	23,790	22,216	20,422
増減率(%)	—	▲ 6.3	▲ 5.8	▲ 6.3	▲ 6.6	▲ 8.1
世帯数	8,048	7,954	8,142	7,901	7,848	7,493
増減率(%)	—	▲ 1.2	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 0.7	▲ 4.5
世帯人員	3.6	3.4	3.1	3.0	2.8	2.7
増減率(%)	—	▲ 5.2	▲ 8.0	▲ 3.5	▲ 6.0	▲ 3.7

[出典：各年国勢調査]

表. 人口、世帯数、世帯人員の比較 (単位：人、世帯、人／世帯)

区分	人口	世帯数	世帯人員
志賀町	20,422	7,493	2.73
石川県	1,154,008	453,368	2.55
全国	127,094,745	53,448,685	2.38

[出典：2015（平成27）年国勢調査]



## 2) 年齢3区分人口

本町の1990（平成2）年から2015（平成27）年までの国勢調査による年齢3区分人口の推移を見ると、経年的に年少人口と生産年齢人口割合の減少傾向が続く一方、老年人口割合の増加が顕著で、2015（平成27）年では全体の約4割を占めています。

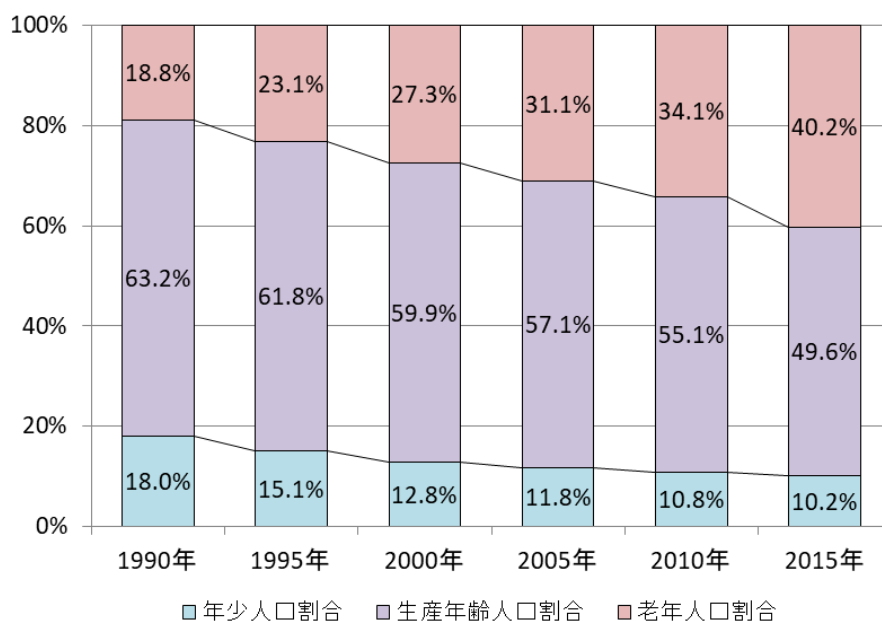


図. 年齢3区分別人口の推移

表. 年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区 分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
年少人口（15歳未満）	5,187 18.0%	4,065 15.1%	3,258 12.8%	2,796 11.8%	2,402 10.8%	2,073 10.2%
生産年齢人口（15～64歳）	18,176 63.2%	16,665 61.8%	15,201 59.9%	13,586 57.1%	12,233 55.1%	10,136 49.6%
老年人口（65歳以上）	5,416 18.8%	6,235 23.1%	6,937 27.3%	7,408 31.1%	7,576 34.1%	8,213 40.2%
合 計	28,779 100%	26,965 100%	25,396 100%	23,790 100%	22,211 100%	20,422 100%

[出典：各年国勢調査※年齢不詳の人口は除く]

### 3) 産業別就業人口

本町の1990（平成2）年から2015（平成27）年までの国勢調査による産業別就業人口の推移を見ると、第3次産業はおおむね横ばい傾向にあるものの、経年的に第1次及び第2次の就業人口が減少しています。

また、1990（平成2）年を除き、第3次産業の就業人口が経年的に最も多くなっています。

2015（平成27）年においては、第1次産業の就業人口が1,122人（10.6%）、同じく第2次産業が3,517人（33.3%）、第3次産業が5,938人（56.1%）となっています。

石川県、全国と比較すると、本町においては特に第1次産業の就業人口割合が高いのが特徴となっており、第2次産業も比較的高くなっています。

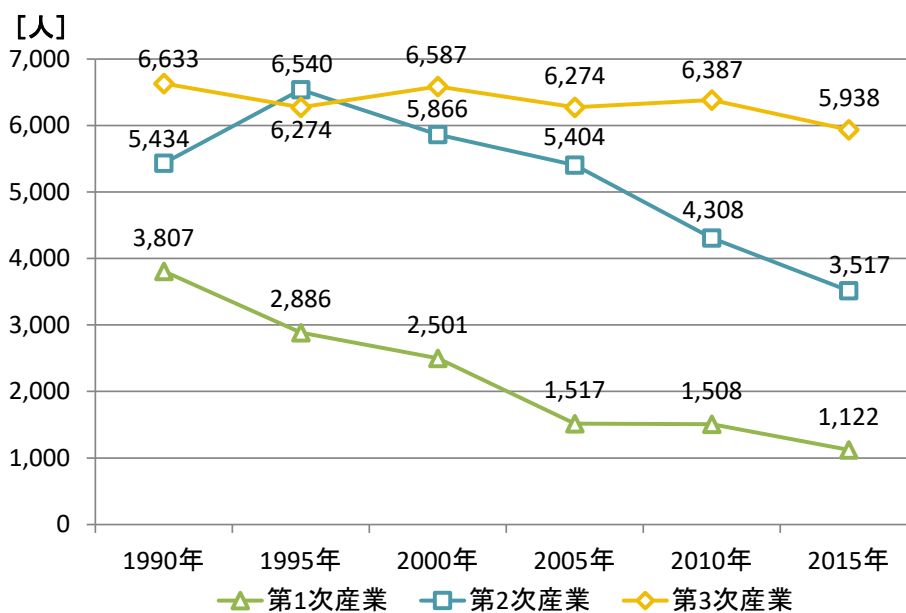


図. 産業別就業人口の推移

表. 産業別就業人口の推移

(単位：人)

区分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
第1次産業	3,807 24.0%	2,886 18.4%	2,501 16.7%	1,517 11.5%	1,508 12.4%	1,122 10.6%
第2次産業	5,434 34.2%	6,540 41.7%	5,866 39.2%	5,404 41.0%	4,308 35.3%	3,517 33.3%
第3次産業	6,633 41.8%	6,274 40.0%	6,587 44.0%	6,274 47.5%	6,387 52.3%	5,938 56.1%
合計	15,874 100.0%	15,700 100.0%	14,954 100.0%	13,195 100.0%	12,203 100.0%	10,577 100.0%

[出典：各年国勢調査]

表. 産業別就業人口比較

(単位：%)

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
志賀町	10.6	33.3	56.1
石川県	3.1	28.5	68.3
全国	4.0	25.0	71.0

[出典：2015（平成27）年国勢調査]

## 2. 防災対策の状況

### 1) 避難所等

本町における指定避難所は、下表に示すとおり、志賀地域及び富来地域を対象に、それぞれ1箇所指定しています。

また、一般の避難所では避難生活が困難な障がい者や高齢者など、災害時に何らかの支援が必要な人たちに配慮した福祉避難所として、町内7施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。

表. 指定避難所一覧

名称	住所	標高	想定収容人数	対象町会・自治会	備考
志賀町地域交流センター	西山台1-1	16.1m	301人 (2平方メートルあたり1人)	志賀地域	長期収容可能人数、200人 (3平方メートルあたり1人)
富来活性化センター	富来領家町甲-10	5.6m	521人 (2平方メートルあたり1人)	富来地域	長期収容可能人数、347人 (3平方メートルあたり1人)

[出典：志賀町オープンデータ一覧]

※災害の規模に応じて、他の公共施設を指定避難所として開設する予定です。

表. 福祉避難所一覧

施設名	所在地
はまなす園デイサービスセンター	赤住ハの4番地1
はまなす園富来デイサービスセンター	酒見河原51番地
志賀町デイサービスセンター	高浜町レの24番地1
介護老人保健施設 有縁の荘	仏木ク15番地20
グループホーム あじさい	仏木ク15番地20
特別養護老人ホーム アイリス	給分ニの27番1
デイサービスセンター アイリス	給分ニの27番1

[出典：志賀町ホームページ]

## 2) 水害対策

本町においては、「令和2年度水防計画」により、水防法（昭和24年法律第19号）第33条に基づき、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒、防御及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するために迅速かつ的確な水防活動を図るため、町内の各河川、ため池、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡などを指揮し、県と緊密な連絡の上、消防機関及びその他団体機関の協力を得て、水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用、避難の実施等についての大綱を示し、被害軽減を図っています。

また、本町では、石川県が令和元年に公表した米町川の洪水浸水想定区域に基づき、新たな洪水ハザードマップを令和2年3月に作成しています。

米町川洪水ハザードマップは、地域住民等がいち早く安全な場所に避難することを目的に、浸水情報、避難方法等の情報を住民に分かりやすく提供するためにまとめたもので、町では、町民の防災意識の向上・啓発等に努めています。

表. 水防倉庫の位置等

水防倉庫名	所在地	河川名
志賀町第1水防倉庫	二所宮ノ80-1	於古川、安津見川、親右エ門谷川、米町川、仏木川、長田川、前川、菱根川
志賀町第2水防倉庫	富来領家町甲-10	米町川、日用川、富来川、草木川、酒見川、新川

[出典：令和2年度水防計画]

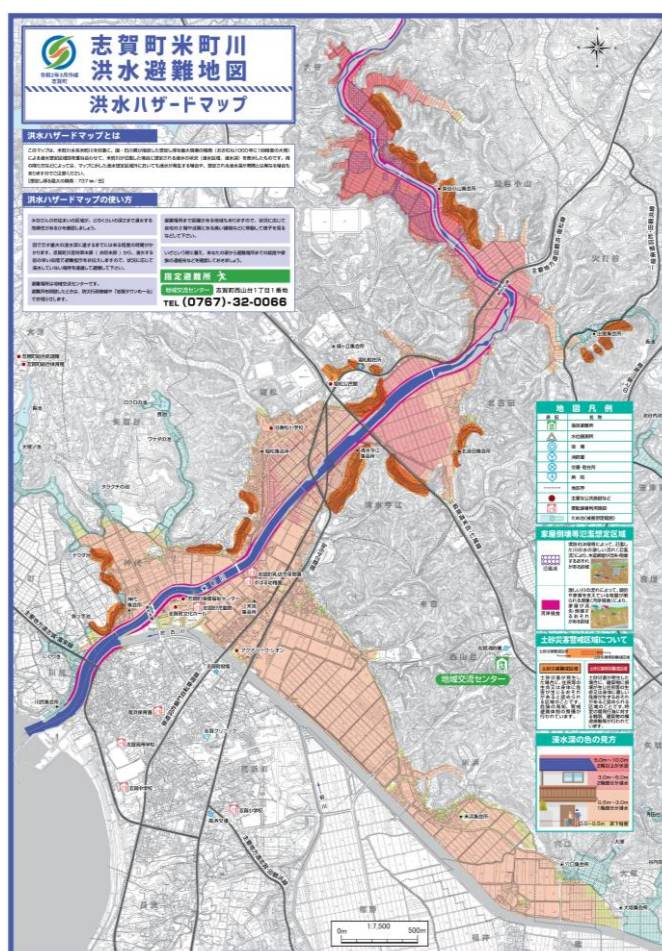


図. 志賀町米町川洪水避難地図

[出典：志賀町ホームページ]

### 3) 土砂災害対策

本町では、石川県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を対象に、危険箇所や避難場所等を地図にまとめた「志賀町土砂災害ハザードマップ」を作成し、令和2年4月に全戸配布し、町民の自主的な避難や、危険回避行動の支援を行っています。

また、ハザードマップには土砂災害に関する基礎知識や避難に関する情報の伝達方法などを記載しており、日頃から危険箇所や避難場所を確認するなど、町民の防災意識の向上を図っています。

また、大雨による土砂災害に対しても「令和2年度水防計画」において、土砂災害警戒情報の発表、運用について定めています。

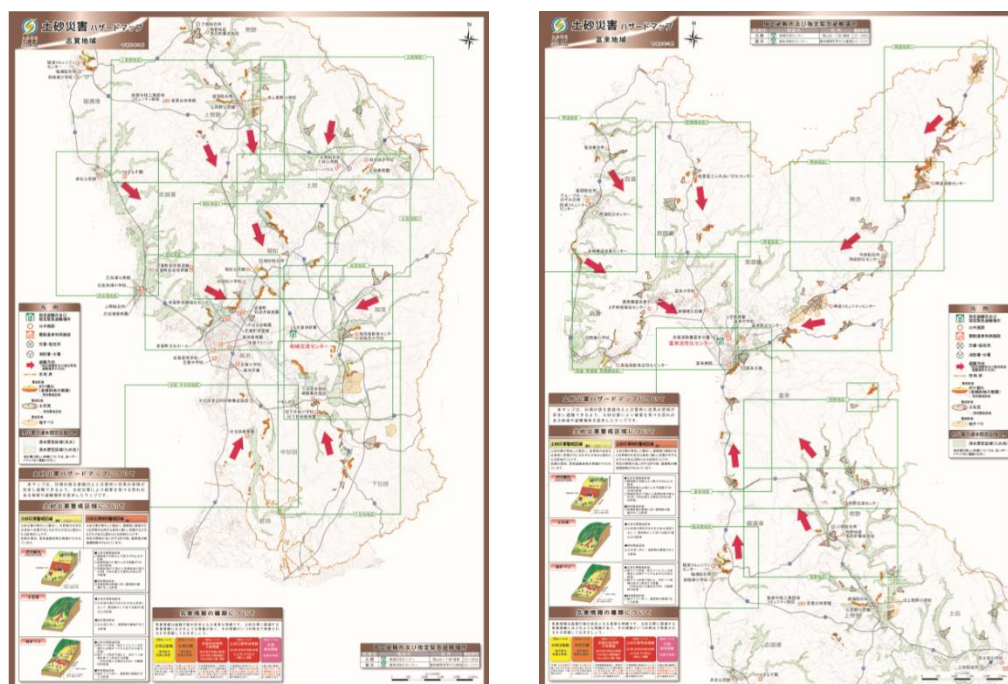
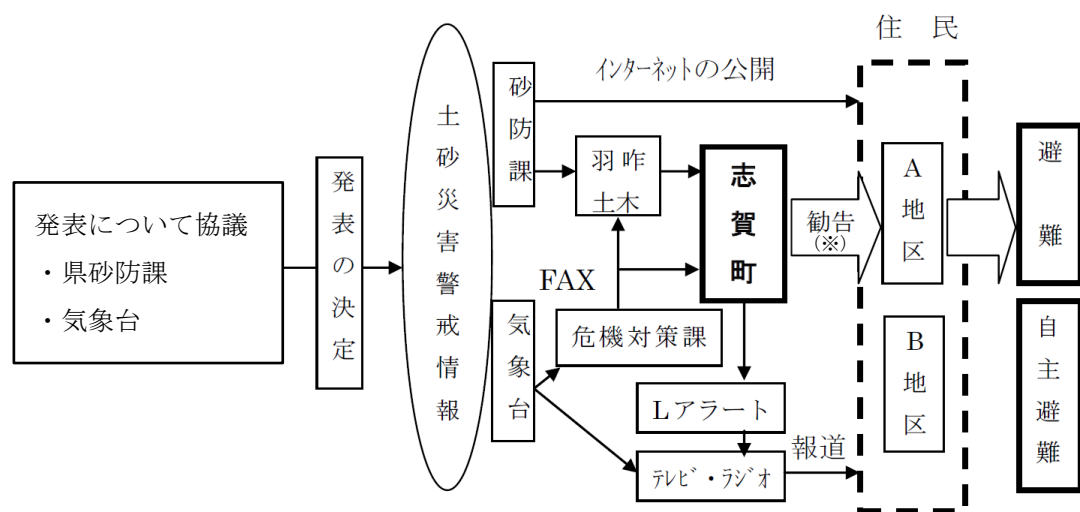


図. 土砂災害ハザードマップ (左：志賀地域、右：富来地域)

[出典：志賀町ホームページ]



(※)：防災行政無線、ケーブルテレビ、メール、電話により勧告

図. 土砂災害警戒情報の運用

[出典：令和2年度水防計画]



## 4) 原子力災害対策

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国では、原子力利用における安全の確保を図るため、新たに設置した原子力規制委員会において、「原子力災害対策指針」を策定するとともに、原子力防災対策の強化に取り組んでいるところです。

本町では、国や石川県の計画等の改定を踏まえ、「志賀町地域防災計画－原子力防災計画編－」に基づき、国、県、関係市町及び発電所などと連携し、原子力防災訓練を実施し、職員の防災技能向上と住民の防災意識の高揚を図り、万が一の緊急事態における対策の充実と強化に努めています。

また、ハンドブックを作成し、本町の原子力災害対策や原子力災害が発生した際、町民がとるべき行動や町指定の避難先などについて周知を図っています。

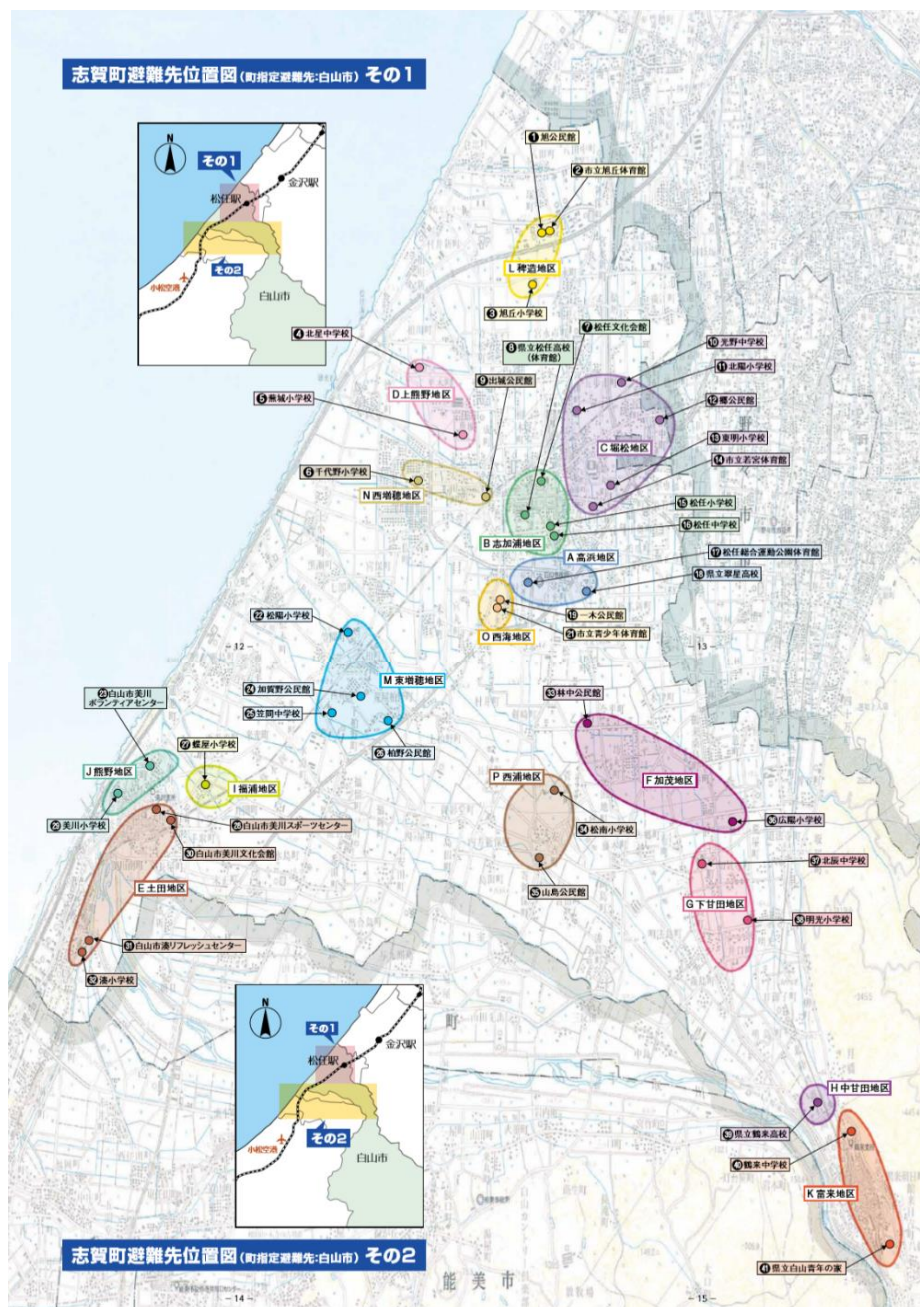


図. 志賀町避難先位置

〔出典：志賀町原子力防災ハンドブック・避難所マップ〕

## 5) 消防・防災体制

本町には、常備消防として、羽咋郡市広域事務組合志賀消防署と志賀消防署富来分署が配置されています。

災害発生時においては、町民の命と財産を守る消火、救助、救急、予防等の活動を行う重要な役割を担うとともに、火災等の発生を未然に防ぐ各種予防活動にも取り組んでいます。

志賀消防署及び富来分署に配備されている主な車両、設備は、下表に示すとおりです。

表. 消防署と主な配備車両、施設

消防署（分署）	主な配備車両、施設
志賀消防署	救急車：1台、消防ポンプ自動車：1台、水槽付消防ポンプ自動車：1台 屈折はしご自動車：1台、指揮車：1台、警防車（志賀町消防団）：1台
富来分署	救急車：1台、消防ポンプ自動車：1台、化学消防車：1台 警防車：1台

また、町内には、消防団が計16分団あり、292名の消防団員（基本277名、機能別15名）が所属しています。

さらに、自主防災組織は31組織認定されており、全体で防災士は274名となっています。

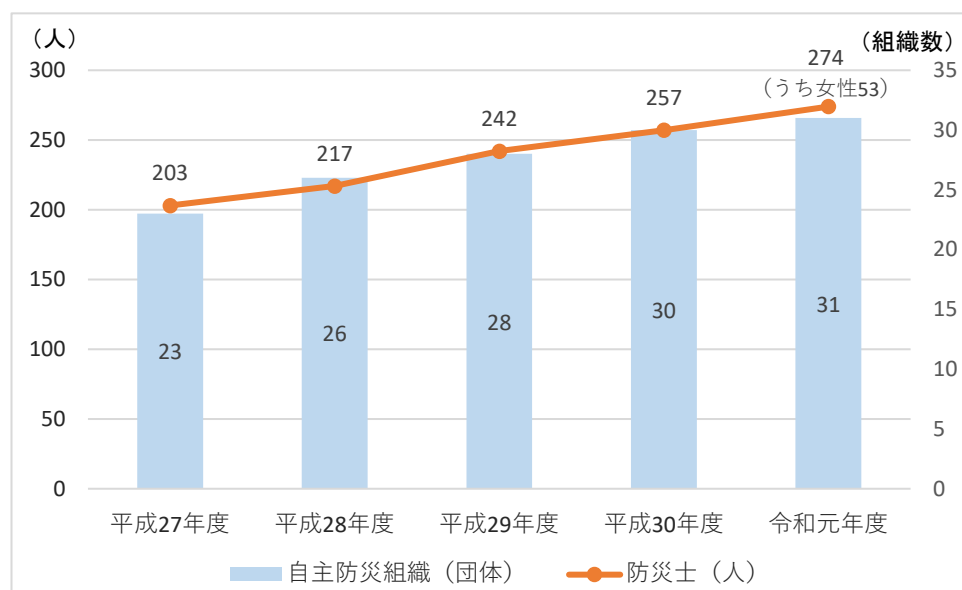


図. 自主防災組織、防災士の推移

[出典：志賀町自主防災組織管理台帳より作成]

## 6) 非常用物資の備蓄状況

災害時には物資が不足するおそれがあるため、日頃から非常用物資を備蓄しておくことが大切です。

本町で既に備蓄している主な非常用物資は、下表に示すとおりです。

表. 主な備蓄品の一覧

R3.3月時点

品名	備蓄量	単位	備考
飲料水（500ml）	26,000	本	合計14,000リットル
飲料水（貯水塔）	40,000	リットル	
食料	14,200	食分	うち、アレルギー対応食 27品目不使用：1,900食 7品目不使用：300食 合計2,200食
使い捨て食器	2,000	食分	
毛布・寝袋	1,700	枚	
マット	1,400	枚	
紙おむつ	4,000	枚	
紙パンツ	10,000	枚	
トイレ処理セット	8,400	回分	消臭凝固剤、袋

[出典：志賀町]

※上記以外にも避難所運営に必要な備品、衛生用品のほか、感染症対策用品も備蓄しています。



### 3. 自然災害等

#### 3-1 既往災害状況

##### 1) 風水害等

年月日	災害	概要
昭和38（1963）年 1月11日～27日	豪雪	北陸地方平野部は記録的な大雪となり、交通機関不通をはじめ、死者、家屋倒壊、同浸水など大きな被害が生じた。この豪雪により、県内全域で、死者24名、行方不明1名、負傷者151名、住宅全壊132棟、住宅半壊405棟、道路損壊106箇所、鉄軌道被害6箇所の被害が発生した。
昭和60（1985）年 7月3日～14日	豪雨	県内全域で総降水量が500ミリ以上の大雨となった。特に中能登地方で大きな被害が生じた。この豪雨により、県内全域で、死者9名、負傷者33名、住宅損壊45棟、床上浸水216棟、床下浸水1686棟、田畑の冠水2411ha、道路の損壊128箇所、橋梁の損壊6箇所、山・崖崩れ225箇所、堤防の決壊20箇所の被害が発生した。
平成3（1991）年 9月19日～21日	台風 （19号）	輪島測候所で瞬間風速57.3m/sを記録する等、強風により各地で大きな被害が発生し、特に農林水産業等の被害が生じた。この風害により、県内全域で、死者1名、負傷者54名、住宅全壊7棟、住宅一部破損1万1747棟の被害が発生した。
平成23（2011）年 8月15日～17日	豪雨	記録的な大雨により、輪島市で負傷者1名、白山市で負傷者2名のほか、珠洲市や志賀町などの能登北部を中心に、住家被害1棟、非住家被害10棟、道路通行止め21路線23箇所、路肩決壊57件、河川護岸決壊65件などの被害が発生した。
平成26（2014）年 8月15日～17日	豪雨	記録的な大雨により、羽咋市で死者1名をはじめとして、羽咋市や七尾市、宝達志水町など能登南部を中心に住家被害48棟（床上浸水1棟、床下浸水47棟）、非住家被害9棟、道路通行止め16路線16箇所などの被害が発生した。
平成30（2018）年 8月31日	豪雨	記録的な大雨により、町全体で住宅全壊1棟、一部損壊2棟、床上浸水20棟、床下浸水143棟、非住家被害1棟の被害が発生した。

[出典：金沢地方気象台HPより]

## 2) 地震

年月日	災害	概要
平成5（1993）年 2月7日	能登半島沖地震	<p>【地震の概要】</p> <p>マグニチュード6.6の地震で、県内では、輪島市で震度5、金沢市で震度4を観測し、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を観測した。この地震により、県全域で珠洲市を中心に次のような被害が発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>負傷者：29人      住宅全壊：1棟      住宅半壊：20棟  一部損壊：1棟      非住家：14棟      道路被害：142件  水道断水：2,355件      被害総額約42億円</p>
平成19（2007）年 3月25日	能登半島地震	<p>【地震の概要】</p> <p>マグニチュード6.9の地震で、能登地方を中心に、七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測し、加賀地方でも震度4～3を観測した。この地震により、県全域で次のような被害が発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>死者：1人      負傷者：338人      住宅全壊：686棟  住宅半壊：1,740棟      一部損壊：26,959棟      非住家：4,484棟</p>

[出典：石川県地域防災計画より]

## 3-2 想定される主な自然災害

基本法では、「大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要」とされています。

本町においては、主に下記に示す大規模自然災害等の発生を想定し、志賀町国土強靱化地域計画では、これらの大規模自然災害等に対して、町民の生命や生活を守り、安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた計画・方針を示します。

### 1) 風水害等

#### ● 水 害

本町には、2級河川の米町川、於古川、富来川があります。全国的にも近年の台風による河川等の氾濫被害は甚大化しつつあり、これらの河川の氾濫による大規模な水害の発生が懸念されます。

#### ● 津波災害

本町は日本海に突き出した能登半島に位置し、かつ南北に長く海に面しています。石川県津波浸水想定においても、想定波源が日本海東縁部の場合、笹波地区で最大津波高9.7mが予想されているなど、沿岸部において甚大な津波被害が発生するおそれがあります。

#### ● 土砂災害

志賀地域、富来地域の特に中山間地において、土砂災害警戒区域等が数多く分布しています。土砂災害が発生した場合には、建築物等の損壊をはじめ、住民の生命と財産に大きな被害を与えるおそれがあります。

#### ● 雪 害

本町は、豪雪地帯に指定されており、大雪に見舞われた際は、倒木や停電、都市機能の阻害、交通の途絶、孤立などの雪害が発生するおそれがあります。

#### ● 竜巻災害

本町においては、竜巻発生における大きな人的被害はこれまで発生していないものの、過去に町内で発生した竜巻被害を踏まえると、発生タイミングは突発的で、局所的な被害を受けるおそれがあります。

### 2) 地震

本町においては、直近では能登半島地震により、人的損害及び住家被害が発生しています。今後もこのような大規模な地震が発生した場合、人的損害及び住家被害が発生するおそれがあります。

### 3) その他

本町には、志賀原子力発電所が立地していることから、自然災害のほかに原子力災害対策については「志賀町地域防災計画－原子力防災計画篇に基づき、適切な対策を講じる必要があります。

## 4. 上位関連計画

### 1) 石川県強靱化計画


■改定年月	令和3年3月
■計画の目的	
平成25年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本県の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として策定しています。(平成30年3月初策定)	
■計画の期間	
令和3年度から令和7年度までの5年間	
■基本目標・事前に備えるべき目標	
【基本目標】	
① 人命の保護が最大限図られること	
② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	
③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	
④ 迅速な復旧復興	
【事前に備えるべき目標】	
① 直接死を最大限防ぐ	
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
■主な改定内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを実施</li> </ul>	
起きてはならない最悪の事態	主な推進方針
<平成30年豪雪> 暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣県や関係機関との連携強化による道路情報の収集・発信や道路交通網の確保</li> <li>大雪を想定した関係機関との合同訓練の実施による情報共有体制の強化</li> </ul>
<令和元年房総半島台風> 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電復旧及び道路啓開の迅速な実施に向けた電気事業者等との連携強化(県災害対策本部への連絡員(リエゾン)の派遣、被災状況等に関する情報共有など)</li> <li>電源車等の迅速な配備に向け優先配備が必要な重要施設について電気事業者等と共有</li> </ul>
<令和元年東日本台風> 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の浸水対策に関する鉄道事業者等への働きかけ</li> <li>被災時の鉄道の早期復旧や代替輸送の確保等に関する鉄道事業者等への働きかけ</li> </ul>
<令和元年東日本台風> 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム貯留水の事前放流による洪水調節など流域治水対策の推進</li> <li>ハザードマップの周知やマイ・タイムライン作成の推進による適切な避難行動の促進</li> </ul>
<新型コロナウイルス感染症対策> 新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災総合訓練の実施等による感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営の実施</li> <li>流通事業者等との連携による避難所等の感染症対策に必要な物資の確保</li> </ul>
[出典：石川県公表資料より]	

## 2) 第2次志賀町総合計画

<p>■策定年月</p>	<p>平成29年3月</p>
<p>■計画の目的</p>	
<p>平成19年3月に策定した第1次志賀町総合計画の継続性や一貫性に配慮しつつ、町民と行政が一体となりまちづくりを推進し、町民が快適で安心して暮らしていくための指針として策定しています。</p>	
<p>■計画の期間</p>	
<p>平成29年度から令和8年度までの10年間</p>	
<p>■町の将来像</p>	
<p style="text-align: center;">魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち ～定住と交流による、ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくり～</p>	
<p>■基本方針</p>	
<p>将来像を実現するための本町の方向性として、以下の7つの基本方針を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針1：移住定住と交流によるもてなしのまちづくり</li> <li>基本方針2：次代を担う人を育むまちづくり</li> <li>基本方針3：雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり</li> <li>基本方針4：健康に暮らし続けることができるまちづくり</li> <li>基本方針5：笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり</li> <li>基本方針6：安全で美しく住みよいまちづくり</li> <li>基本方針7：町民に開かれた、効率的な行政運営によるまちづくり</li> </ul>	
<p>■将来都市構造</p>	
<p>将来都市構造については、既存の土地利用を継承しつつ、都市機能が集積する3つのエリアを重点地域としてその機能を充実し、互いの連携を強化することにより、町全体の機能や魅力の向上を目指すとともに、町外に向けて本町の魅力を発信していくことが位置づけられています。</p>	
<p>また、既存集落においては、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全・安心に暮らし続けられるよう、居住環境の向上に取り組むこととしています。</p>	<p>図. 将来都市構造</p>



### 3) 第2期志賀町創生総合戦略

■策定年月	令和2年3月
■計画の目的	第1期総合戦略の計画期間が令和元年度に満了を迎えることと、さらなる地方創生の充実に向けた、切れ目のない取組を進めるため、第2期志賀町創生総合戦略を策定しています。
■計画の期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
■町の将来像	魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち
■人口ビジョン	<p>●2040年の目標人口を約14,000人</p> <p>●2060年の目標人口を約9,800人</p>  <p>図. 志賀町の人口推移</p>
■基本目標詳細	<p>基本目標1 地方における安定した雇用を創出する</p> <p>世界農業遺産に認定された豊かな里山里海の資源を活用した農林水産業の支援と産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●持続可能な農林水産業の振興・支援</li> <li>・農業基盤の整備</li> <li>・里山・里海の整備</li> <li>・新規就業者支援とブランド化</li> <li>●企業誘致や創業支援</li> <li>・能登中核工業団地及び福松工場団地への誘致・支援</li> <li>・起業や経営改善等の支援</li> </ul> <p>基本目標2 地域へ新しい人の流れをつくる</p> <p>県外の志賀町出身者、大学、民間企業、DMOなどと連携を図り、交流人口増加から関係人口・定住人口への拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●移住定住の促進</li> <li>・住まいの整備・定住支援</li> <li>・移住定住の総合的な支援</li> <li>●交流人口から関係人口への拡大</li> <li>・志賀町の関係者との連携の強化</li> <li>・何度も訪れたいくなる仕掛けづくり</li> <li>・大学生等との交流促進</li> <li>●地域の魅力向上による交流人口の増加</li> <li>・観光資源の整備・活用</li> <li>・東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた交流の促進</li> </ul> <p>基本目標3 地域への誇り・愛着を育てる</p> <p>子どもから若者を中心に地域の価値や魅力を教育や人とのつながりを通して伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の文化や価値を育てつなげる</li> <li>・里山・里海景観の保全</li> <li>・文化の周知・活用</li> <li>・スポーツ環境の整備</li> <li>●住民同士のつながりにより、人を通じた地域愛を形成</li> <li>・地域の交流促進</li> </ul> <p>総合戦略における目指す姿</p> <p>魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち</p> <p>基本目標4 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>妊活から小中学生まで、切れ目のない総合的支援とICT環境や保育所整備などの環境的支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●結婚・出産に対する支援の充実</li> <li>・結婚支援</li> <li>・妊娠・出産支援</li> <li>●子育て支援の充実</li> <li>・保育の質の向上</li> <li>・子育て支援センター等の充実</li> <li>・安心して育てられる環境の充実</li> <li>●教育環境や就学環境の充実</li> <li>・通学環境の充実</li> <li>・教育環境の充実</li> <li>●持続可能な社会づくりの担い手を育む</li> <li>・ICT環境整備</li> <li>・ESD教育の推進</li> </ul> <p>基本目標5 安心して住み続けられる基盤をつくる</p> <p>SDGsを基本姿勢とし、地域社会を支える基盤の維持と、5G、RESASなど新しい技術基盤を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域交通ネットワークの形成</li> <li>・公共交通の利便性向上と利用促進</li> <li>・道路ネットワークの整備</li> <li>●災害に強い地域の形成</li> <li>・住民組織の積極的な活動の推進</li> <li>・自然災害・防火対策の推進</li> <li>●新しい時代の流れを活用した基盤の整備と適切な自治体運営</li> <li>・Society5.0の推進</li> <li>・循環型まちづくりの推進</li> <li>・公共施設の適切な維持管理</li> </ul> <p>基本目標6 誰もがいきいきのびが活躍できる環境をつくる</p> <p>SDGsの目標である「誰一人取り残さない」社会を目指し、誰もが活躍できる働き方の環境や医療・福祉サービスの提供など総合的な環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが能力を活かし、本人の希望に応じて働ける環境づくり</li> <li>・高齢者の経済的活動の促進</li> <li>・女性の経済的活躍の推進</li> <li>・SDGsの振興による多様性の理解</li> <li>●誰もが安心して生活できる地域の実現</li> <li>・高齢者や障害者福祉の充実</li> <li>●健康づくりの推進</li> <li>・健康寿命の延伸</li> </ul>
	図. 基本目標詳細

#### 4) 志賀町地域防災計画

■改訂年月	令和元年8月
■計画の目的	
<p>志賀町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、予防・応急・復旧等の災害対策を定めることにより、暴風・豪雨・洪水などの一般災害や地震・津波・原子力災害などから、地域及び町民の生命、身体並びに財産を保護することを目的として策定しています。</p> <p>「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」及び「原子力防災計画編」に分けて策定され、地域防災計画は毎年見直しが行われ、必要に応じて適宜修正を行っています。</p>	
■災害予防計画の体系	
<p>一般災害、地震災害及び津波災害対策編においては、各災害予防計画の体系及び災害に強い町民の育成について共通的に位置づけられています。</p>	
<p>災害予防計画（町民の生命、財産を守り、安全で安心なまちづくりの実現）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソフト面の対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>☆災害に強い町民の育成（町民の防災力向上）</li> <li>☆災害に備える強い組織体制づくり（防災関係機関の防災力向上）</li> </ul> </li> <li>ハード面の対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>☆災害に強いまちづくり（都市基盤の防災力向上）</li> </ul> </li> </ul>	<p>災害に強い町民の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災知識の普及</li> <li>町民及び事業者等のとるべき措置</li> <li>自主防災組織の育成</li> <li>防災ボランティアの活動環境の整備</li> <li>防災訓練の充実</li> </ul>

#### ■原子力災害対策重点区域の範囲、原子力災害時における広域的活動体制

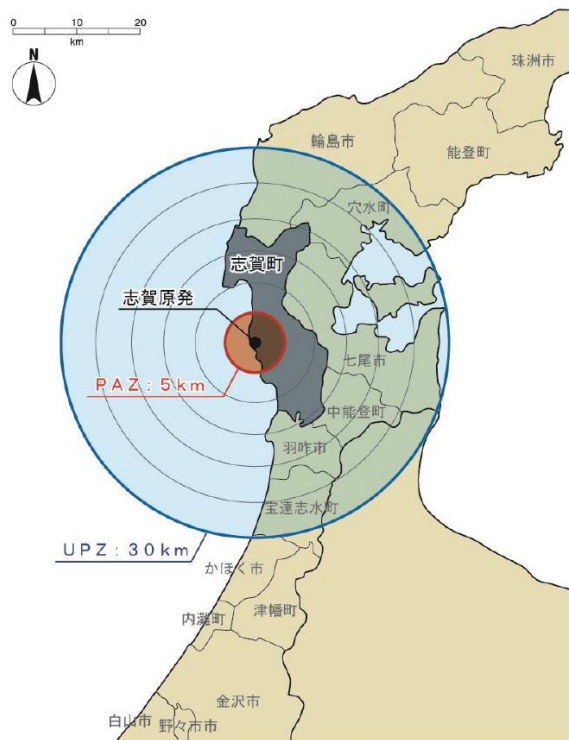


図. 原子力災害対策重点区域の範囲

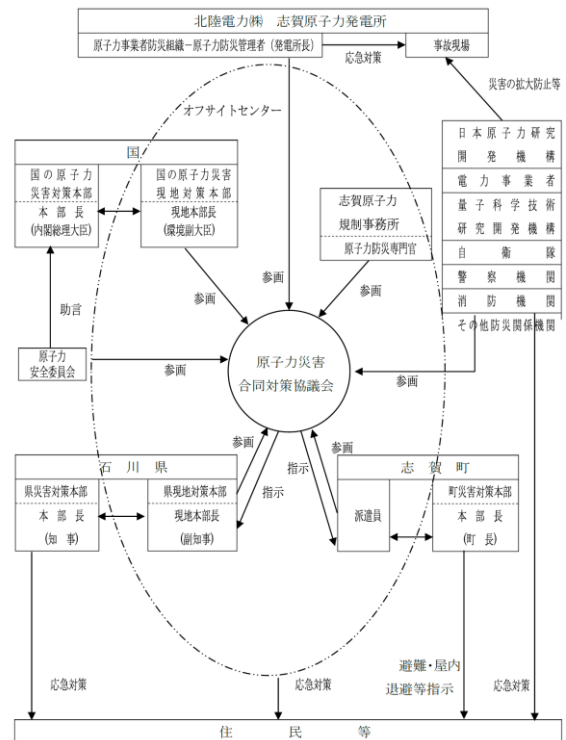


図. 原子力災害時における広域的活動体制

## 5) 志賀町公共施設等総合管理計画

<p>■改訂年月</p>	<p>平成29年3月（平成30年2月一部改訂）</p>
<p>■計画の目的</p>	
<p>志賀町公共施設等総合管理計画は、本町を取り巻く現状や課題および将来の見通しについて分析するとともに、分析結果を踏まえて「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総務省自治財政局財務調査課長通知）に従い、公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを目的としています。</p>	
<p>■計画の期間</p>	
<p>平成26年から令和36年までの40年間</p>	
<p>■都市計画の基本理念、基本方針、将来都市構造</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>◆基本方針</b>          ア. 公共施設等の効率的な運営を進めます。          イ. 行政サービスの低下を抑えつつ、総量の見直しを進めます。          ウ. 引き続き保有する施設は、安全確保とともに長寿命化を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p><b>①点検・診断等の実施方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼計画的、効率的な点検・診断等を実施します。</li> <li>・施設管理者による自主的な日常点検・定期点検を実施します。必要に応じて専門業者による診断等を行います。</li> <li>・点検・診断等の結果は、記録として蓄積し、活用します。</li> <li>・必要に応じて点検・診断等のマニュアルを整備します。</li> </ul> <p><b>②維持管理・修繕・更新等の実施方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼予防保全型の維持管理を進めます。</li> <li>・不具合等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全等を行う「予防保全型」への転換を進めます。</li> <li>▼維持管理・修繕・更新等の優先順位を定めます。</li> <li>・施設の状態を的確に把握し、優先順位を設定します。</li> <li>▼修繕・更新に合わせ機能性の向上を図ります。</li> <li>・利用者ニーズの変化への対応、安全性の向上、維持管理のしやすさ、長寿命化への配慮など、多面的な視点から機能性の向上を図ります。</li> <li>▼民間活力の導入を推進します。</li> <li>・指定管理者制度やPPP/PFIなど民間活力の導入を検討します。</li> </ul> <p><b>③安全確保の実施方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼危険性が認められた場合には最優先で措置します。</li> <li>▼同種・類似施設のリスクを回避します。</li> <li>・危険性が認められた施設と同種・類似の施設について、早急に点検・診断等を実施します。</li> </ul> <p><b>④耐震化の実施方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼計画的に耐震化を進めます。</li> <li>・優先順位を定めて、耐震補強を計画的に進めます。</li> <li>▼非構造部材についても必要な安全対策を講じます。</li> <li>・外壁、ガラス、天井の落下防止等を順次実施します。</li> </ul> <p><b>⑤長寿命化の実施方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼長寿命化計画の策定・改定を進めます。</li> <li>・今後も維持する施設については、個別に長寿命化計画等の策定または改定を進めます。</li> <li>▼大規模改修とあわせた長寿命化対策を進めます。</li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <p><b>⑥統合や廃止の推進方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼公共サービスの維持に十分配慮しながら統合・廃止を進めます。</li> <li>・町民等との意見交換の機会を積極的に設けるなどしながら、丁寧かつ慎重に進めます。</li> <li>▼個別施設ごとの方針を明らかにするため「再編整理計画」の策定を進めます。</li> <li>・策定段階での住民参加や計画の公表等を通じて、町民等との意識共有を図ります。</li> <li>▼廃止後の施設や敷地の有効活用等について検討します。</li> <li>・民間への譲渡や売却、取り壊しを行った上での敷地の売却処分を検討します</li> <li>・暫定的に町民等への開放や貸付など有効活用の方法を検討します。</li> </ul> <p><b>⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼町職員等の意識を高めるための研修を継続的に実施します。</li> <li>▼地方公会計制度・固定資産台帳整備との連携を図ります。</li> </ul> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>◆フォローアップの実施方針</b>          本計画では、以下に示すようなPDCAサイクルの運用により、フォローアップを実施していきます。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>PLAN(計画)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画の改定</li> <li>・個別計画(長寿命化計画、再編整理計画等)の策定・改定</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>DO(実施)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・存続(長寿命化)、統合、複合化、譲渡、民営化、廃止等の実施</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="font-size: 2em;">⬆</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>CHECK(評価)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設評価、利用評価、コスト評価等</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>ACTION(改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果に基づく必要な改善</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em;">⬆</div> </div> </div> </div> </div>	

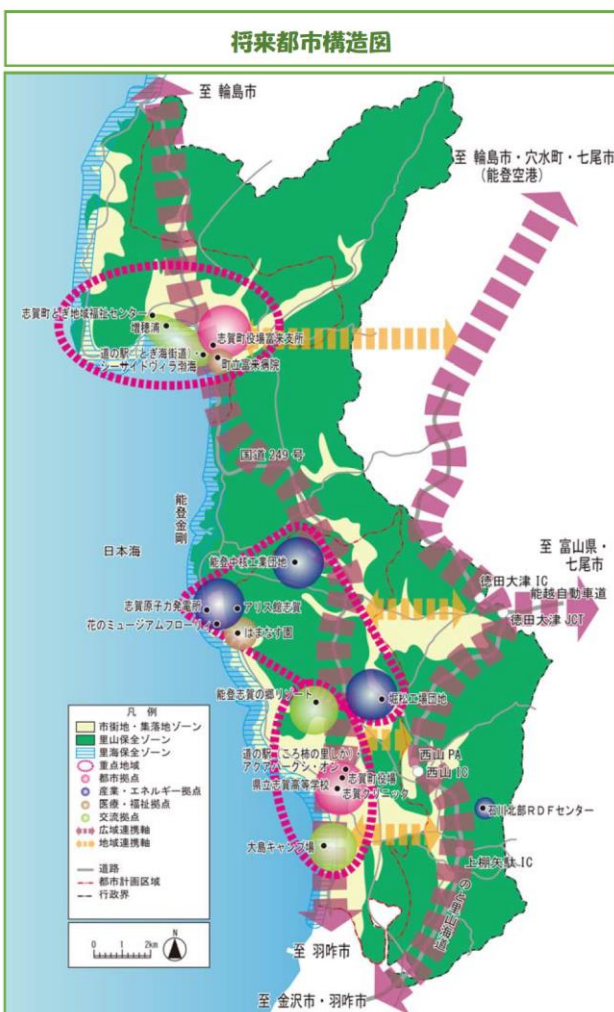
図. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方



## 6) 志賀町都市計画マスタープラン

■ 策定年月	平成26年3月
■ 計画の目的	都市計画法第18条の2に基づく「町の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、上位計画等に即しながら、町の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するために必要な個別具体の都市計画の方針を定めています。
■ 計画の期間	おおむね20年後
■ 都市計画の基本理念、基本方針、将来都市構造	

- ◆ **都市計画の基本理念**  
**住民がまとまり、住民の絆によって築かれる  
 笑顔あふれる能登ふれあいの郷づくり**
- ◆ **基本方針**
- (1) 安全・安心に暮らせるコンパクトなまちづくり
  - (2) 地域産業を活かした活気あふれるまちづくり
  - (3) 郷土の自然と人々の営みが調和したまちづくり



### ゾーンの方針

- (1) 市街地・集落地ゾーン
  - 市街地では、中心市街地における都市基盤の整備や都市機能の集積により、快適な都市環境を創出します。
  - 集落地では、優良農地の保全、集落における適正な土地利用の誘導と生活利便性の確保により、農業・集落環境の保全・維持を図ります。
- (2) 里山保全ゾーン
  - 緑豊かな山林と集落地が調和した能登の里山の環境を保全します。
- (3) 里海保全ゾーン
  - 能登半島国定公園に指定された能登金剛などの景勝地は、志賀町を代表する観光地として保全・活用します。

### 重点地域及び拠点の方針

- (1) 重点地域
  - 志賀地域、富来地域の中心市街地、能登中核工業団地などの産業集積地については、都市機能が集積する重点地域と位置付け、機能の充実と地域間の連携を強化します。
- (2) 都市拠点
  - 都市拠点の中心市街地では、こどもから高齢者まで、誰もが快適で安心して住み続けられるコンパクトなまちづくりを推進します。
- (3) 産業・エネルギー拠点
  - 工業団地については、周辺の自然環境や住環境との調和に配慮するとともに、施設の整備、充実と企業誘致を積極的に推進します。
- (4) 医療・福祉拠点
  - はまなす圏周辺は、高齢者が安心して生活できるよう、拠点機能の充実を図ります。
  - 富来地域の町立富来病院は、志賀町の医療拠点として施設機能の充実を図ります。
- (5) 交流拠点
  - 観光資源の集積地は、住民や来訪者が交流する場として施設の適正な管理と施設機能の充実を図ります。

### 軸の方針

- (1) 広域連携軸
  - 広域連携軸は、広域交流を促進する交通ネットワークとして強化を図ります。
- (2) 地域連携軸
  - 地域連携軸は、地域間ネットワーク連携から中心市街地や産業集積地などへの適切な誘導を図ります。

## 第3章 基本目標及び基本方針

### 1. 基本目標及び事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取組を推進します。

#### 【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、以下の8項目を設定します。

#### 【事前に備えるべき目標】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 2. 基本方針

本計画では、国の基本計画や石川県強靱化計画との整合を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進します。

- ① 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 町内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、町全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的・効果的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組の推進を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携または役割分担して取り組む。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 人口減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、「第2期志賀町創生総合戦略」に基づく人口減少対策と併せて、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- ⑩ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

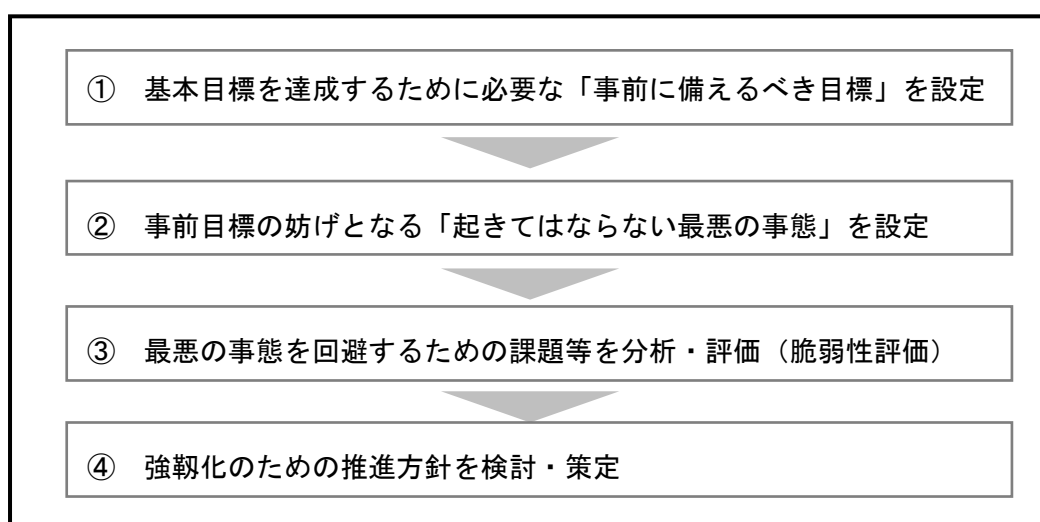
## 第4章 推進方針設定に向けた基本的考え方

### 1. 脆弱性評価の考え方

国の基本計画、石川県強靱化計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下、脆弱性評価）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

#### ■ 脆弱性評価の手順



## 2. 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画を参考としながら、県土全体の一体的国土の強靱化を図るため、石川県強靱化計画で設定された目標及びリスクシナリオを基本としながら、本町の地域の特性を踏まえ、先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態」＝「リスクシナリオ」を以下のように設定します。

### ■ 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生
	1-5	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	被災地における医療・福祉機能の麻痺
	2-6	新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2	広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
	6-2	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-3	暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-3	有害化学物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
	7-4	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

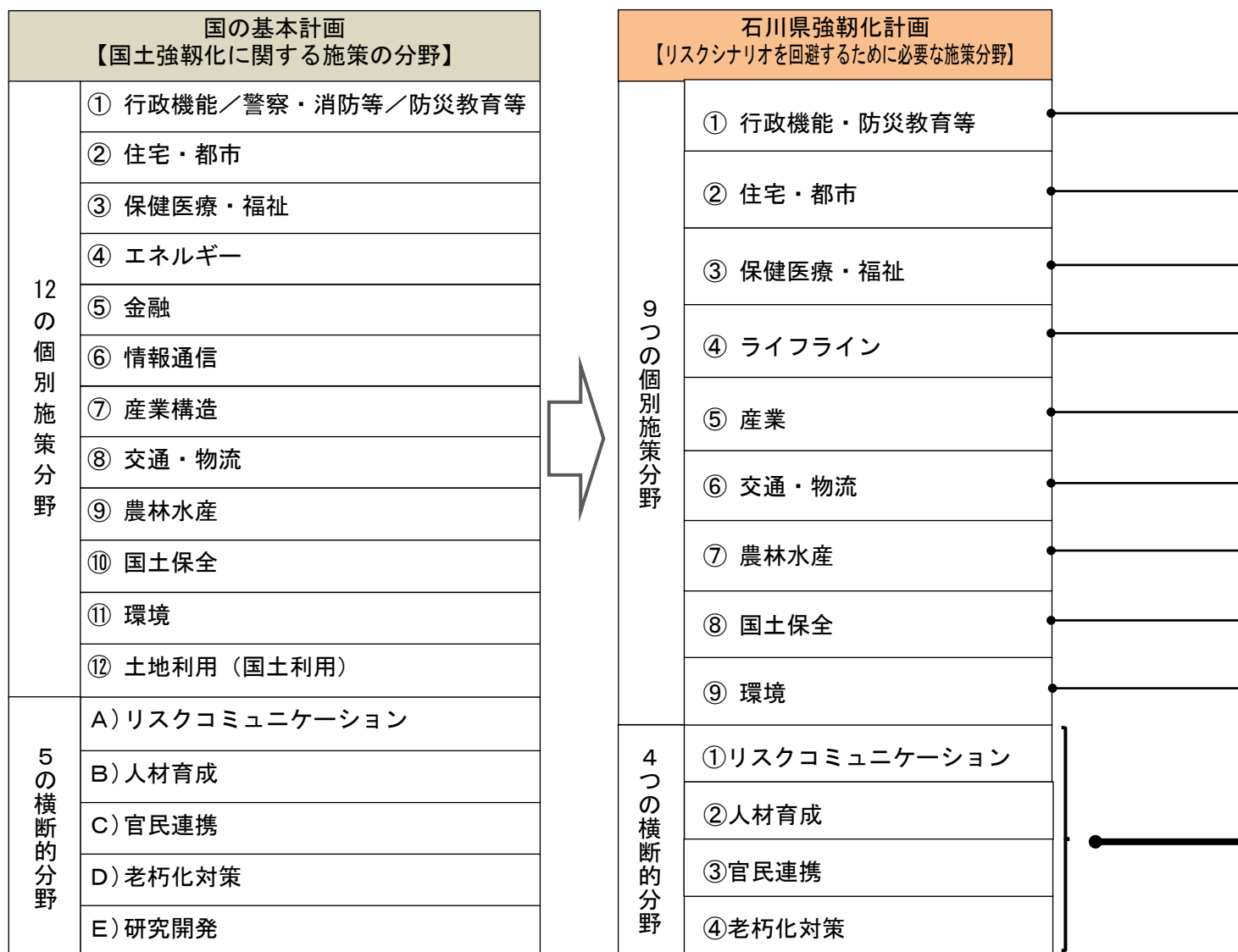


### 3. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

国の基本計画や石川県強靱化計画において設定された施策分野を留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画におけるリスクシナリオを回避するために必要な施策分野について、石川県強靱化計画との整合及び県土全体の一体的強靱化を図るため、9つの個別施策分野を設定します。

また、リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策については、各施策分野に密接に関連する4つの横断的分野として、石川県強靱化計画と同様に位置づけます。

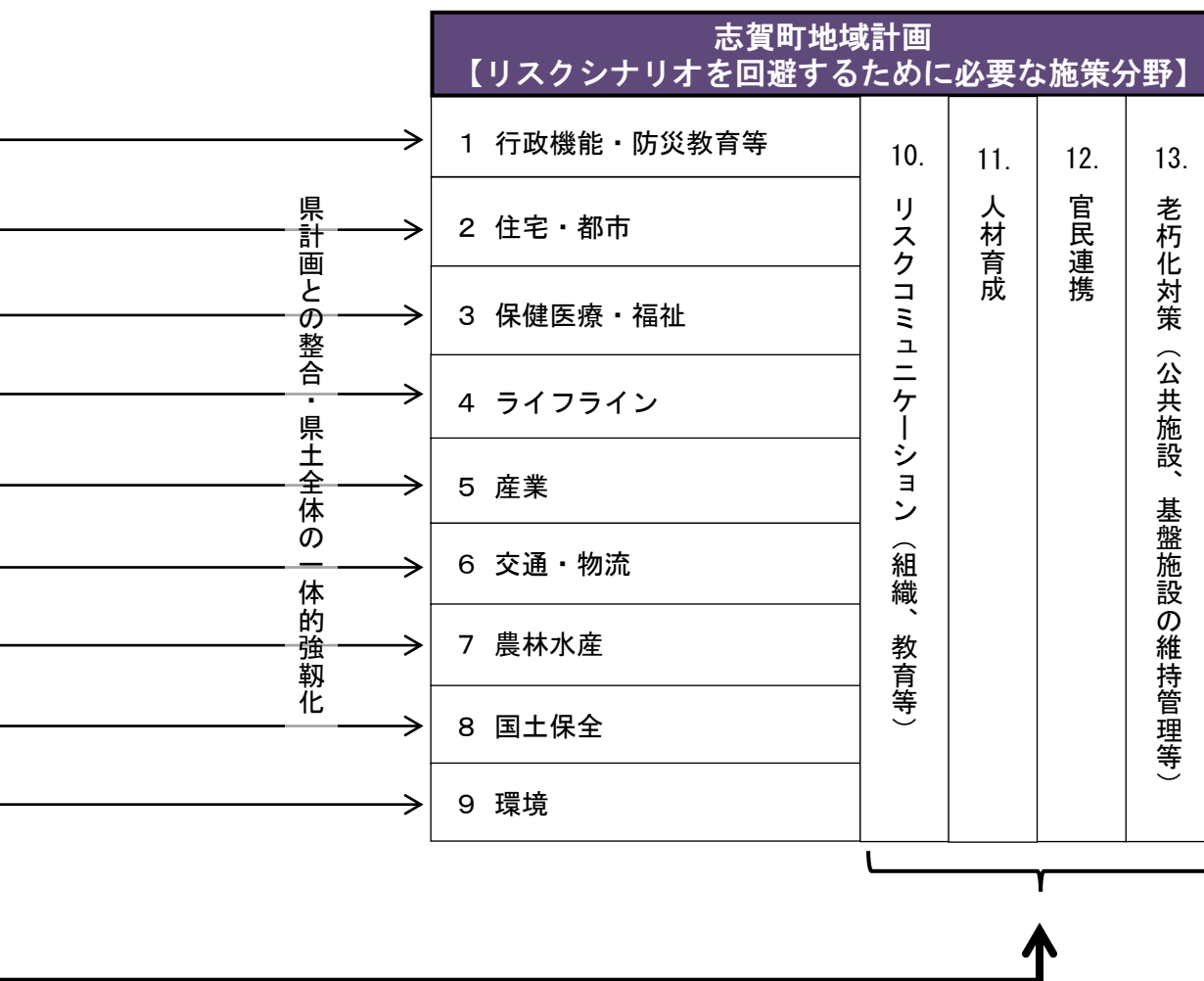
#### ■ 国の基本計画及び石川県強靱化計画と本計画の施策分野



■ 第2次志賀町総合計画

7つの基本目標		主な施策分野
1	移住定住と交流によるもてなしのまちづくり	定住移住／観光振興／大学との地域連携
2	次代を担う人を育むまちづくり	結婚・子育て／保育／教育
3	雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり	企業誘致／農林水産業／商業
4	健康に暮らし続けることができるまちづくり	健康／医療／高齢者・障害者福祉
5	笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり	地域活動／生涯学習／スポーツ／伝統文化 ／国際・広域交流／男女共同参画
6	安全で美しく住みよいまちづくり	自然環境／循環型社会／交通／生活基盤／ 防災／防犯／原子力防災
7	行政に開かれた、効率的な行政運営によるまちづくり	広報・公聴／行政情報／行財政／公共施設

総合計画の施策体系  
との整合性・連携



## 第5章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針

### 1. 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

#### 2. 住宅・都市 ※関連する施策分野を示します。(以下同様)

##### 脆弱性評価

###### ■住宅・建築物の耐震化等

○木造住宅の所有者に対して木造住宅の耐震診断及び改修の促進を図り、震災に強いまちづくりの推進が必要である。

###### ■空き家対策

○空き家の増加に伴い、防犯・防災上や景観上の観点から、緊急に対応すべき危険度の高い物件については、適正な管理が必要である。

###### ■公共施設等の耐震化

○公共施設の耐震化率は、新耐震基準で建築された施設は約82%となっているが、旧耐震基準で耐震改修が未実施の施設が8.2%となっており、それらの耐震化が必要である。

###### ■市街地整備

○避難場所となる公園の整備、安全に避難できる避難路の確保など、都市の防災機能の向上が必要である。



##### 推進方針

###### ■住宅・建築物の耐震化等

○昭和56年5月31日以前の既存木造建築物における簡易耐震診断に対して助成する。

○耐震診断の結果、耐震性がない既存建築物の耐震設計費用や耐震改修工事費に対して補助金を交付する。

○公営住宅は、「志賀町住生活基本計画」、「志賀町営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理に努める。

###### ■空き家対策

○老朽化が進み放置されている空き家等について、空き家情報の登録と周知を行い、適正管理を促す。

###### ■公共施設等の耐震化

○耐震基準を満たしていない公共施設は耐震補強等をして維持するか、取り壊しを行う。

###### ■市街地整備

○市街地における交通環境を向上させ、良好な市街地形成を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

○都市拠点の中心市街地では、道路・公共交通、公園、下水道、防災施設などの都市基盤の整備を推進する。

○災害時に一時避難場所となる都市公園について、施設の計画的な修繕・更新を推進する。



### 3. 保健医療・福祉

#### 脆弱性評価

##### ■ 町内病院の耐震化等

○富来病院における建築の構造強度は新耐震化基準を満たしているが、医療機器等の地震対策の強化が必要である。

##### ■ 社会福祉施設の耐震化等

○高齢者施設及び障害者施設は、災害時に自ら避難が困難な方が多く利用しており、防災体制の充実が必要である。

##### ■ 要配慮者対策

○災害時に自らの判断で避難できない園児を保育しているため、保育所職員の適切な判断と行動が必要である。



#### 推進方針

##### ■ 町内病院の耐震化等

○富来病院における機器の固定方法や管理方法について検討する。

##### ■ 社会福祉施設の耐震化等

○施設の改修工事等に対する補助金情報の提供により、整備を推進する。

##### ■ 要配慮者対策

○避難の方法を職員全員が熟知し、避難訓練を定期的実施する。

### 11. 人材育成

#### 脆弱性評価

##### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化

○災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



#### 推進方針

##### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化

○地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 防災関連機関との連携強化

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災関連機関との連携強化

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 公共施設等の総合管理

○町が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。

#### ■ 学校施設の維持管理

○公立学校施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、一層老朽化が進行する施設も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

#### ■ 公園施設の維持管理

○大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園の施設について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える施設や、耐震化未施工のものがああり、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

#### ■ 交通安全施設の維持管理

○交通安全施設の保守点検や巡回点検について、随時補修等を行っているが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、計画的に更新整備を図る必要がある。



### 推進方針

#### ■ 公共施設等の総合管理

○「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、町が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

#### ■ 学校施設の維持管理

○公立学校施設について、全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化などの取組を推進する。

#### ■ 公園施設の維持管理

○大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園について、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕・更新に取り組む。

#### ■ 交通安全施設の維持管理

○交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び計画的な更新整備を推進する。

## ■ リスクシナリオ 1-1 に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
簡易耐震診断実施数 (累計)	31 件	67 件
耐震改修補助金交付件数 (累計)	3 件	9 件
都市計画道路整備率	49.0%	50.0%
防災士登録者総数	274 人 うち女性 53 人	321 人
自主防災組織総数	31 組織	41 組織

## 1. 直接死を最大限防ぐ

### 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 消防団の充実強化及び消防力の整備充実

○災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。

###### ■ 災害時応援協定の強化

○現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。  
○発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 消防団の充実強化及び消防力の整備充実

○消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。  
○多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。

###### ■ 災害時応援協定の強化

○被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 11. 人材育成

##### 脆弱性評価

###### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

### ■ リスクシナリオ1－2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
消防団員数	294人	324人
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織

## 1. 直接死を最大限防ぐ

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 津波避難体制の整備

- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定するとともに、今後、必要に応じてハザードマップや避難計画の見直しを促す必要がある。
- 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 津波避難体制の整備

- 津波避難計画を策定するとともに、日本海側最大クラスに相当する新たな津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて、現行の津波ハザードマップや避難計画の見直しを促進する。
- 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

### 3. 保健医療・福祉

#### 脆弱性評価

##### ■ 富来病院における津波対策

- 富来病院周辺には河川や海があり、河川の道路高（堤防高）は4.3mで、津波の発生及び河川が氾濫した場合の患者の移動対応が必要である。



#### 推進方針

##### ■ 富来病院における津波対策

- 津波を11mと想定した場合、患者を3階（標高11m）又は屋上（14.9m）へ移動させる。
- 河川の氾濫で浸水深を道路高と同じ4.3mと想定した場合、病棟（2階床）までの高さは4.5mであることから、外来患者を2階又は3階へ移動させる。

### 4. ライフライン

#### 脆弱性評価

##### ■ 町民等への災害情報の伝達

- 各戸設置のIP音声告知端末、町内159ヶ所に設置されている防災行政無線、コミュニティチャンネル（しかちゃん）を活用し、災害状況や避難所情報を住民に周知している。
- 停電時に告知端末・コミュニティチャンネルは使用不可であり、災害に強い、新たな伝達システムの構築が必要である。



#### 推進方針

##### ■ 町民等への災害情報の伝達

- 新たに「情報発信多重化システム」を導入し、事前に登録した住民のスマートフォン等へのメールやSNSを介した情報を発信する。
- スマートフォン等を所持しない高齢者等には自動架電システムを活用するなど、情報発信を多重化し、いつでもどこでも情報入手が可能となるようシステムを構築する。



## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■ 海岸保全施設の計画的維持管理

○海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。



### 推進方針

#### ■ 海岸保全施設の計画的維持管理

○町が管理する漁港海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行い、津波等による浸水被害等の防止・軽減を図る。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

### ■ リスクシナリオ1－3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
情報発信多重化システム登録者割合	0%	100%
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定	未策定	策定済み
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織

## 1. 直接死を最大限防ぐ

### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 2. 住宅・都市

##### 脆弱性評価

###### ■河川氾濫対策

- 近年、全国的にも見られるゲリラ豪雨や台風時の豪雨に伴う洪水等の発生状況を踏まえ、浸水や洪水から町民の命を守るための対策が必要である。

###### ■内水対策

- 内水による洪水を想定したハザードマップの作成等により、内水から町民の命を守るための対策が必要である。



##### 推進方針

###### ■河川氾濫対策

- 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大と、これまでの浸水被害等を踏まえ、河川管理者による浚渫工事を推進する。

###### ■内水対策

- 内水ハザードマップを作成し、浸水被害を軽減するための対策を推進する。

### 3. 保健医療・福祉

#### 脆弱性評価

##### ■要配慮者対策（再掲）

- 災害時に自らの判断で避難できない園児を保育しているため、保育所職員の適切な判断と行動が必要である。



#### 推進方針

##### ■要配慮者対策（再掲）

- 避難の方法を職員全員が熟知し、訓練を定期的実施する。

### 4. ライフライン

#### 脆弱性評価

##### ■浸水対策に係る下水道整備等

- 気候変動の影響等による集中豪雨の頻発化等により、既存水路の排水機能超過による浸水被害が多発化・規模増大しており、整備が必要である。

##### ■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 各戸設置のIP音声告知端末、町内159ヶ所に設置されている防災行政無線、コミュニティチャンネル（しかちゃん）を活用し、災害状況や避難所情報を住民に周知している。
- 停電時に告知端末・コミュニティチャンネルは使用不可であり、災害に強い、新たな伝達システムの構築が必要である。



#### 推進方針

##### ■浸水対策に係る下水道整備等

- 防災、河川部局と連携調整した上で、改善すべき排水区域において、重点的に浸水対策に係る下水道整備等を推進する。

##### ■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 令和3年4月より、新たに「情報発信多重化システム」を導入し、事前に登録した住民のスマートフォン等へのメールやSNSを介した情報を発信する。
- スマートフォン等を所持しない高齢者等には自動架電システムを活用するなど、情報発信を多重化し、いつでもどこでも情報入手が可能となるようシステムを構築する。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

- 多重防御による津波災害対策
- 河川管理施設・海岸保全施設の整備
  - 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。
  - 富来（増穂浦）では、近年、海岸浸食が顕著となっている。
  - 未改修河川においては、増水による被害が各所で発生する局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。
- 総合的な治水対策
  - 局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。
  - 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、併せてソフト対策の充実を図る必要がある。



### 推進方針

- 多重防御による津波災害対策
- 河川管理施設・海岸保全施設の整備
  - 海岸保全では、海岸浸食の防止や、波の穏やかな美しい海域の維持に取り組む。
  - 二級河川の改修や即効性がある河川の堆積土砂の除去を推進する。
- 総合的な治水対策
  - 河川管理施設の長寿命化を図り、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう計画的な維持管理を行う。
  - 浸水被害の実績が多い河川や市街地を流下する河川等について、ハード対策を重点的に実施する。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

- 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）
  - 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



### 推進方針

- 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）
  - 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■防災関連機関との連携強化（再掲）

○災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■防災関連機関との連携強化（再掲）

○応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■河川管理施設・海岸保全施設の維持管理

○海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。



### 推進方針

#### ■河川管理施設・海岸保全施設の維持管理

○河川管理施設及び海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。

## ■リスクシナリオ1-4に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）
浚渫河川数	0	17
浸水対策達成率（下水道処理区域ベース） （整備済面積÷整備予定面積×100）	75%	100%
内水ハザードマップの作成	未策定	策定済み
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定（再掲）	未策定	策定済み
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織



## 1. 直接死を最大限防ぐ

### 1-5 土砂災害による多数の死傷者の発生

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 4. ライフライン

##### 脆弱性評価

###### ■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 各戸設置のIP音声告知端末、町内159ヶ所に設置されている防災行政無線、コミュニティチャンネル（しかチャン）を活用し、災害状況や避難所情報を住民に周知している。
- 停電時に告知端末・コミュニティチャンネルは使用不可であり、災害に強い、新たな伝達システムの構築が必要である。



##### 推進方針

###### ■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 令和3年4月より、新たに「情報発信多重化システム」を導入し、事前に登録した住民のスマートフォン等へのメールやSNSを介した情報を発信する。
- スマートフォン等を所持しない高齢者等には自動架電システムを活用するなど、情報発信を多重化し、いつでもどこでも情報入手が可能となるようシステムを構築する。

## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■ 災害に強い森林づくり

- 人工林の半数が一般的な主伐期である50年を超えており、森林が荒廃し、台風・豪雨による土砂災害等で多大な被害を受ける恐れがあるため、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造林することが必要である。



### 推進方針

#### ■ 災害に強い森林づくり

- 森林の多面的機能の持続可能な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な県産材供給体制の整備を図る。
- 鳥獣害対策の徹底を通じて、森林の整備を計画的に推進し、豊かな森づくりと健全な森林の維持を図る。
- 災害に強い森林づくりの推進等にあたっては、「志賀町森林環境譲与税基金」等を有効に活用しながら実施する。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■ 総合的な土砂災害対策

- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。

#### ■ ため池の整備

- ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。



### 推進方針

#### ■ 総合的な土砂災害対策

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

#### ■ ため池の整備

- ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

## ■ リスクシナリオ1－5に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
情報発信多重化システム登録者割合（再掲）	0%	100%
人工林間伐量（*）	4.9ha	34.0ha
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織

（\*）森林環境譲与税を活用したもの

## 1. 直接死を最大限防ぐ

### 1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 孤立集落への迅速な対応の実施

○孤立が予想される地域の連絡体制の強化が必要である。

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

○現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。

○発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 孤立集落への迅速な対応の実施

○孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう関係機関と事前に調整を図る。

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

○被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 4. ライフライン

##### 脆弱性評価

###### ■ 町民等への災害情報の伝達（再掲）

○各戸設置のIP音声告知端末、町内159ヶ所に設置されている防災行政無線、コミュニティチャンネル（しかチャン）を活用し、災害状況や避難所情報を住民に周知している。

○停電時に告知端末・コミュニティチャンネルは使用不可であり、災害に強い、新たな伝達システムの構築が必要である。



##### 推進方針

###### ■ 町民等への災害情報の伝達（再掲）

○令和3年4月より、新たに「情報発信多重化システム」を導入し、事前に登録した住民のスマートフォン等へのメールやSNSを介した情報を発信する。

○スマートフォン等を所持しない高齢者等には自動架電システムを活用するなど、情報発信を多重化し、いつでもどこでも情報入手が可能となるようシステムを構築する。

## 6. 交流・物流

### 脆弱性評価

#### ■大雪に必要な除雪体制の確保

- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。



### 推進方針

#### ■大雪に必要な除雪体制の確保

- 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

#### ■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



### 推進方針

#### ■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

### ■ リスクシナリオ1－6に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
情報発信多重化システム登録者割合（再掲）	0%	100%
融雪施設の整備延長	12,753km	14,263km
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織



## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

##### ■ 支援物資等の供給体制の充実・強化

○災害時において応援協定等が確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

##### ■ 非常用物資の備蓄

○家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。



##### 推進方針

##### ■ 支援物資等の供給体制の充実・強化

○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

##### ■ 非常用物資の備蓄

○家庭等における非常用物資の備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進するとともに、民間企業との連携した備蓄体制の強化に取り組む。

## 4. ライフライン

### 脆弱性評価

#### ■ 上下水道施設の耐震化等

- 主要構造物や管路において耐震化や老朽化対策が必要である。
- 洪水等による機能不全の危険性に応じた施設の耐水化と業務継続の計画が必要である。

#### ■ 給水対策の強化

- 災害時において生命の維持に欠かせない水を供給する応急給水体制の整備が必要である。

#### ■ 石油等の燃料確保

- 役場本庁舎は自家発電の燃料に軽油を使用している。(タンク容量490リットル、11時間発電可能)

#### ■ 電力・通信事業者との連携強化

- 発災時において電話等による避難や救助連絡、安否連絡などの情報伝達が滞りなく行えるよう対策を講じる必要がある。
- 発災時の電力・情報通信の不通を迅速に回復する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 上下水道施設の耐震化等

- 耐震化や老朽化更新は経営戦略等に基づき計画的に推進する。
- ハザードマップ等による浸水想定に基づき、施設の耐水化を推進する。
- あらゆる危険性に備え、業務継続計画（BCP）を策定更新し、必要な対策を推進する。

#### ■ 給水対策の強化

- 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を図る。

#### ■ 石油等の燃料確保

- 災害発生時にも役場本庁舎の電源を確保するため、自家発電の燃料となる軽油を十分確保する。

#### ■ 電力・通信事業者との連携強化

- 発災時の情報伝達が滞りなく行えるよう、また、電力・情報通信の不通を迅速に回復できるよう電力・通信事業者との連携強化を図る。

## 6. 交通・物流

### 脆弱性評価

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。

#### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。



### 推進方針

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

#### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



### 推進方針

#### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■上下水道施設の維持管理

○町民の生命を守るため、また衛生的な環境を維持するために必要不可欠な上下水道施設について、適切かつ計画的な維持管理が必要である。



### 推進方針

#### ■上下水道施設の維持管理

○上下水道施設について、ストックマネジメント計画等に基づく計画的な維持管理・更新を推進する。

## ■リスクシナリオ2-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
上下水道業務継続計画（BCP）の策定	一部策定	策定済み
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率	45.5%	50.0%
配水池耐震化率（※上水道有効容量ベース） （耐震化配水池÷総配水池×100）	34%	69%
基幹管路耐震適合率（※上水道延長ベース） （耐震適合基幹管路÷総基幹管路×100）	8%	15%

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### 6. 交通・物流

##### 脆弱性評価

##### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。

##### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。

##### ■ 町道整備

- 大規模災害により緊急輸送路が使用困難な箇所が発生し、迅速な救助・救急、医療活動に支障を来すことも想定されることから、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を促進する必要がある。

##### ■ 農道・林道の整備

- 山間地は道路網が脆弱なため、災害発生時に道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性があることから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。
- 農道・林道については、迂回路となる路線もあり、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐためにも、適正な維持管理を行っていく必要がある。

##### ■ 大雪対策

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持の低下が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。



##### 推進方針

##### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

##### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

#### ■町道整備

- 緊急輸送路に被害が生じて、迅速な救助・救急、医療活動を行えるよう、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を推進する。

#### ■農道・林道の整備

- 山間部における孤立集落の発生を防止するため、地域交通ネットワークの機能を補完し、迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。
- 農道・林道、それらの橋梁等について、定期的に点検し、個別施設計画に基づく計画的な補修・更新による適切な補維持管理を行う。

#### ■大雪対策

- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。



### 推進方針

#### ■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。



## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



### 推進方針

#### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 道路施設の維持管理

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

#### ■ 農道・林道の維持管理

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線もあり、災害時においては、避難路や複数の輸送ルートを確保する必要があるが、施設の老朽化が課題となっていることから、施設の点検・診断を実施して長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。



### 推進方針

#### ■ 道路施設の維持管理

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

#### ■ 農道・林道の維持管理

- 農道・林道について、管理者による点検・診断を実施し、長寿命化計画等に基づく計画的な補修・更新への取組を推進する。

## ■ リスクシナリオ 2-2 に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
都市計画道路整備率 (再掲)	49.0%	50.0%
町道の改良率 (再掲)	45.5%	50.0%
融雪施設の整備延長 (再掲)	12,753km	14,263km
防災士登録者総数 (再掲)	274 人 うち女性 53 人	321 人
自主防災組織総数 (再掲)	31 組織	41 組織

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

##### ■ 関係行政機関との連携強化

- 大規模災害発生時には町単独での救助・救急活動は困難な場合が想定されることから、県や周辺自治体との連携を強化する必要がある。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立する必要がある。

##### ■ 消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）

- 災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。

##### ■ 災害救助体制の整備

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処できる消防防災体制の整備に取り組む必要がある。



##### 推進方針

##### ■ 関係行政機関との連携強化

- 大規模自然災害発生時において、迅速に救助・救急、医療活動等が行えるよう、県や周辺自治体との連携強化及び的確な連絡体制の構築を促進する。

##### ■ 消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）

- 消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。
- 多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。
- 地区住民による自主防災組織の立ち上げに対する支援を行う。

##### ■ 災害救助体制の整備

- 消防職員、消防団員を主体とするとともに、警察や民間事業者等と連携協力し、迅速かつ適切な救急救助、搬送体制の構築に取り組む。

### 3. 保健医療・福祉

#### 脆弱性評価

##### ■ 要配慮者対策（再掲）

- 障がいや身体機能の低下がある要支援者の避難行動を支援するため、要配慮者名簿を毎年更新し、民生・児童委員に提供し、地域の見守りや支援体制の構築に努めているが、個別支援計画が未作成となっている。



#### 推進方針

##### ■ 要配慮者対策（再掲）

- 要支援者個人の地域での個別避難計画の作成を促進するとともに、自治会（防災組織等）を中心とした避難訓練の具体化を推進する。

### 6. 交通・物流

#### 脆弱性評価

##### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。

##### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。



#### 推進方針

##### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

##### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

## 10. リスクコミュニケーション

### 脆弱性評価

#### ■ 自主防災組織の強化

- 地域内における速やかな避難等を図るため、適切な避難誘導を行える人材の育成をはじめ、地域の防災力を高めるための体制づくりが必要である。



### 推進方針

#### ■ 自主防災組織の強化

- 地域の防災力を高めるため、避難訓練の実施、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。

### ■ リスクシナリオ 2-3 に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
消防団員数 (再掲)	294 人	324 人
都市計画道路整備率 (再掲)	49.0%	50.0%
町道の改良率 (再掲)	45.5%	50.0%
防災士登録者総数 (再掲)	274 人 うち女性 53 人	321 人

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

- 支援物資等の供給体制の充実・強化（再掲）
  - 災害時において応援協定等が確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 災害時応援協定の強化（再掲）
  - 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
  - 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

- 支援物資等の供給体制の充実・強化（再掲）
  - 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。
- 災害時応援協定の強化（再掲）
  - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。



## 4. ライフライン

### 脆弱性評価

#### ■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 各戸設置のIP音声告知端末、町内159ヶ所に設置されている防災行政無線、コミュニティチャンネル（しかちゃん）を活用し、災害状況や避難所情報を住民に周知している。
- 停電時に告知端末・コミュニティチャンネルは使用不可であり、災害に強い、新たな伝達システムの構築が必要である。



### 推進方針

#### ■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 令和3年4月より、新たに「情報発信多重化システム」を導入し、事前に登録した住民のスマートフォン等へのメールやSNSを介した情報を発信する。
- スマートフォン等を所持しない高齢者等には自動架電システムを活用するなど、情報発信を多重化し、いつでもどこでも情報入手が可能となるようシステムを構築する。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



### 推進方針

#### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## ■ リスクシナリオ 2 - 4 に対する目標の設定

---

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
情報発信多重化システム登録者割合 (再掲)	0%	100%

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-5 被災地における医療・福祉機能の麻痺

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

##### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

##### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

### 3. 保健医療・福祉

#### 脆弱性評価

##### ■ 災害医療体制の充実

- 災害時に保健師等、専門職員を派遣し、一般避難所を中心とした支援にあたる必要がある。
- 災害時に医療活動が迅速かつ適切に行われるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。

##### ■ 医療機関におけるライフラインの確保

- 町立診療所では、自家発電設備が未設置である。
- 飲料水等の備蓄品の整備が必要である。

##### ■ 町内病院の耐震化等（再掲）

- 富来病院における建築の構造強度は新耐震化基準を満たしているが、医療機器等の地震対策の強化が必要である。

##### ■ 要配慮者対策（再掲）

- 障がいや身体機能の低下がある要支援者の避難行動を支援するため、要配慮者名簿を毎年更新し、民生・児童委員に提供し、地域の見守りや支援体制の構築に努めているが、個別支援計画が未作成となっている。

##### ■ 社会福祉施設の耐震化等（再掲）

- 高齢者施設及び障害者施設は、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用している。町内の介護施設の一部は福祉避難所としての役割も果たしている。



#### 推進方針

##### ■ 災害医療体制の充実

- 県の防災訓練や他の訓練を通して、体制を強化する。

##### ■ 医療機関におけるライフラインの確保

- 施設の改修工事等の整備を推進する。
- 飲料水や衛生用品の備蓄を検討する。

##### ■ 町内病院の耐震化等（再掲）

- 富来病院における機器の固定方法や管理方法について検討する。

##### ■ 要配慮者対策（再掲）

- 要支援者個人の地域での個別避難計画の作成を促進するとともに、自治会（防災組織等）を中心とした避難訓練の具体化を推進する。

##### ■ 社会福祉施設の耐震化等（再掲）

- 施設の改修工事等の整備を推進する。

## 6. 交通・物流

### 脆弱性評価

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）
  - 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
  - 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。
- 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）
  - 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。



### 推進方針

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）
  - 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
  - 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
- 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）
  - 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
  - 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

#### ■災害医療人材の育成

○一般の医療従事者に対して、災害時に救助・救急、医療活動が迅速に行われるよう医療人材の確保に取り組む必要がある。

#### ■介護・福祉人材の確保

○災害時の二次避難にあたっては、避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう、平時から介護・福祉人材の確保に取り組む必要がある。



### 推進方針

#### ■災害医療人材の育成

○一般の医療従事者の災害対応力の向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む。

#### ■介護・福祉人材の確保

○災害時の二次避難にあたり、福祉サービス提供体制の停滞による被害の拡大が生じないよう、関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■災害時応援協定の強化（再掲）

○現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。  
○発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



### 推進方針

#### ■災害時応援協定の強化（再掲）

○被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## ■ リスクシナリオ 2－5 に対する目標の設定

---

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	45.5%	50.0%



## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-6 新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

#### 3. 保健医療・福祉

##### 脆弱性評価

###### ■ 避難所での感染症予防対策

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染症予防策の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 避難所での感染症予防対策

- 感染症対策については、正しい情報の発信に努め、的確な対策を図る。
- 平時から衛生用品を備蓄しておく。
- 保健師を現地へ派遣し、感染症の発生、まん延防止の指導等を行う。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の恐れがある状況においては、避難所受付での健康状態の確認をはじめ、手洗い等の徹底、十分な換気の実施等、町民の理解と協力を得ながら万全の対策を図る。

## ■ リスクシナリオ 2－6 に対する目標の設定

---

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
麻疹・風しんの予防接種率	88.8%	95.0%
インフルエンザの予防接種率	70.5%	75.0%
サージカルマスクの備蓄数	0枚	50,000枚

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

- 支援物資等の供給体制の充実・強化（再掲）
  - 災害時において応援協定等が確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 災害時応援協定の強化（再掲）
  - 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
  - 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

- 支援物資等の供給体制の充実・強化（再掲）
  - 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。
- 災害時応援協定の強化（再掲）
  - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

### 3. 保健医療・福祉

#### 脆弱性評価

##### ■ 避難所での感染症予防対策（再掲）

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染症予防策の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。

##### ■ 社会福祉施設の耐震化等（再掲）

○高齢者施設及び障害者施設は、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用している。町内の介護施設の一部は福祉避難所としての役割も果たしている。



#### 推進方針

##### ■ 避難所での感染症予防対策（再掲）

○感染症対策については、正しい情報の発信に努め、的確な対策を図る。

○平時から衛生用品を備蓄しておく。

○保健師を現地へ派遣し、感染症の発生、まん延防止の指導等を行う。

○新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の恐れがある状況においては、避難所受付での健康状態の確認をはじめ、手洗い等の徹底、十分な換気の実施等、町民の理解と協力を得ながら万全の対策を図る。

##### ■ 社会福祉施設の耐震化等（再掲）

○施設の改修工事等の整備を推進する。

## 4. ライフライン

### 脆弱性評価

#### ■ 上下水道施設の耐震化等（再掲）

- 主要構造物や管路において耐震化や老朽化対策が必要である。
- 洪水等による機能不全の危険性に応じた施設の耐水化と業務継続の計画が必要である。

#### ■ 給水対策の強化（再掲）

- 災害時において生命の維持に欠かせない水を供給する応急給水体制の整備が必要である。



### 推進方針

#### ■ 上下水道施設の耐震化等（再掲）

- 耐震化や老朽化更新は経営戦略等に基づき計画的に推進する。
- ハザードマップ等による浸水想定に基づき、施設の耐水化を推進する。
- あらゆる危険性に備え、業務継続計画（BCP）を策定更新し、必要な対策を推進する。

#### ■ 給水対策の強化（再掲）

- 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を図る。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 学校施設の維持管理（再掲）

- 公立学校施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、一層老朽化が進行する施設も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

#### ■ 上下水道施設の維持管理（再掲）

- 町民の生命を守るため、また衛生的な環境を維持するために必要不可欠な上下水道施設について、適切かつ計画的な維持管理が必要である。



### 推進方針

#### ■ 学校施設の維持管理（再掲）

- 公立学校施設について、全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化などの取組を推進する。

#### ■ 上下水道施設の維持管理（再掲）

- 上下水道施設について、ストックマネジメント計画等に基づく計画的な維持管理・更新を推進する。

## ■ リスクシナリオ 2-7 に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
麻しん・風しんの予防接種率 (再掲)	88.8%	95.0%
インフルエンザの予防接種率 (再掲)	70.5%	75.0%
サージカルマスクの備蓄数 (再掲)	0枚	50,000枚
上下水道業務継続計画 (BCP) の策定 (再掲)	一部策定	策定済み
配水池耐震化率 (※上水道有効容量ベース) (再掲) (耐震化配水池 ÷ 総配水池 × 100)	34%	69%
基幹管路耐震適合率 (※上水道延長ベース) (再掲) (耐震適合基幹管路 ÷ 総基幹管路 × 100)	8%	15%

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

#### 6. 交通・物流

##### 脆弱性評価

###### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。



##### 推進方針

###### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

#### 12. 官民連携

##### 脆弱性評価

###### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。



## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■交通安全施設の維持管理（再掲）

○交通安全施設の保守点検や巡回点検について、随時補修等を行っているが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、計画的に更新整備を図る必要がある。



### 推進方針

#### ■交通安全施設の維持管理（再掲）

○交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び計画的な更新整備を推進する。

### ■リスクシナリオ3-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

##### 1. 行政機能・防災教育等

###### 脆弱性評価

###### ■業務継続計画（BCP）に基づく機能保持

○災害時において最も重要な拠点となる町役場の機能を保持することが必要である。

###### ■行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化

○情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。

○基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。

###### ■消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）

○災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

○現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。

○発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



###### 推進方針

###### ■業務継続計画（BCP）に基づく機能保持

○志賀町業務継続計画に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、役場の業務継続体制の強化を図る。

###### ■行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化

○情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。

○庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

###### ■消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）

○消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。

○多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

○被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 4. ライフライン

### 脆弱性評価

#### ■ 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。



### 推進方針

#### ■ 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。
- 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■ 防災拠点施設周辺の土砂災害対策

- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災拠点施設周辺の土砂災害対策

- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

■ 公共施設等の総合管理（再掲）

- 「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。



### 推進方針

■ 公共施設等の総合管理（再掲）

- 「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

## ■ リスクシナリオ3-2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）
情報発信多重化システムの導入	未導入	導入済み
住民情報システムの更新	未更新	更新済み

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### 4. ライフライン

##### 脆弱性評価

###### ■ 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。

###### ■ 町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 各戸設置のIP音声告知端末、町内159ヶ所に設置されている防災行政無線、コミュニティチャンネル（しかちゃん）を活用し、災害状況や避難所情報を住民に周知している。
- 停電時に告知端末・コミュニティチャンネルは使用不可であり、災害に強い、新たな伝達システムの構築が必要である。

###### ■ 電源の確保

- 役場本庁舎、富来支所ともに自家発電の燃料に軽油を使用している。タンク容量の関係で役場本庁舎は11時間、富来支所は2.5時間しか発電できない。



##### 推進方針

###### ■ 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。
- 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

###### ■ 町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 令和3年4月より、新たに「情報発信多重化システム」を導入し、事前に登録した住民のスマートフォン等へのメールやSNSを介した情報を発信する。
- スマートフォン等を所持しない高齢者等には自動架電システムを活用するなど、情報発信を多重化し、いつでもどこでも情報入手が可能となるようシステムを構築する。

###### ■ 電源の確保

- 電源を確保するために、太陽光発電等石油以外の燃料を使用するの発電を検討する。

## 5. 産業

### 脆弱性評価

#### ■ 商業・観光における災害対応

- 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる必要がある。
- 平常時から取引先とのサプライチェーンの確保等を図る必要がある。



### 推進方針

#### ■ 商業・観光における災害対応

- 地域防災計画に基づき、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足により、防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止に陥らない対策を構築する。
- 取引先とのサプライチェーンの確保や、事業所等における備蓄を促進する。また、観光事業者の防災意識の向上を図り、災害復旧に速やかに対応できる体制整備を支援する。

### ■ リスクシナリオ4-1に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
情報発信多重化システムの導入 (再掲)	未導入	導入済み
住民情報システムの更新 (再掲)	未更新	更新済み

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### 4. ライフライン

##### 脆弱性評価

###### ■ 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。

###### ■ 通信事業者との連携強化

- 災害時の情報伝達体制として、テレビやラジオ、インターネット、Lアラート、町防災行政無線、コミュニティチャンネルなどがあるが、停電時に使用できない媒体もある。



##### 推進方針

###### ■ 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。
- 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

###### ■ 通信事業者との連携強化

- 町が新たに取り組む防災関係設備の導入に際し、通信事業者の金沢ケーブル(株)と「災害協力協定」を締結し、適時適切な防災情報の発信に取り組む。

## 11. 人材育成

##### 脆弱性評価

###### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。



## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 防災・減災データの提供推進

○民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進める必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災・減災データの提供推進

○民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進める。

### ■ リスクシナリオ4-2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
情報発信多重化システムの導入（再掲）	未導入	導入済み
住民情報システムの更新（再掲）	未更新	更新済み
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

## 3. 保健医療・福祉

### 脆弱性評価

#### ■要配慮者対策（再掲）

- 障がいや身体機能の低下がある要支援者の避難行動を支援するため、要配慮者名簿を毎年更新し、民生・児童委員に提供し、地域の見守りや支援体制の構築に努めているが、個別支援計画が未作成である。



### 推進方針

#### ■要配慮者対策（再掲）

- 要支援者個人の地域での個別避難計画の作成を促進するとともに、自治会（防災組織等）を中心とした避難訓練の具体化を推進する。

## 4. ライフライン

### 脆弱性評価

#### ■行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。

#### ■通信事業者との連携強化（再掲）

- 災害時の情報伝達体制として、テレビやラジオ、インターネット、Lアラート、町防災行政無線、コミュニティチャンネルなどがあるが、停電時に使用できない媒体もある。

#### ■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 各戸設置のIP音声告知端末、町内159ヶ所に設置されている防災行政無線、コミュニティチャンネル（しかちゃん）を活用し、災害状況や避難所情報を住民に周知している。
- 停電時に告知端末・コミュニティチャンネルは使用不可であり、災害に強い、新たな伝達システムの構築が必要である。



## 推進方針

### ■ 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。
- 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

### ■ 通信事業者との連携強化（再掲）

- 町が新たにに取り組む防災関係設備の導入に際し、通信事業者の金沢ケーブル(株)と「災害協力協定」を締結し、適時適切な防災情報の発信に取り組む。

### ■ 町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 令和3年4月より、新たに「情報発信多重化システム」を導入し、事前に登録した住民のスマートフォン等へのメールやSNSを介した情報を発信する。
- スマートフォン等を所持しない高齢者等には自動架電システムを活用するなど、情報発信を多重化し、いつでもどこでも情報入手が可能となるようシステムを構築する。

## 10. リスクコミュニケーション

### 脆弱性評価

#### ■ 町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

#### ■ 防災教育の推進

- 児童生徒及び学校関係者に対し、自ら命を守るため、主体的に避難行動ができる人材の育成を進めていく必要がある。

#### ■ 自主防災組織の強化（再掲）

- 地域内における速やかな避難等を図るため、適切な避難誘導を行える人材の育成をはじめ、地域の防災力を高めるための体制づくりが必要である。



## 推進方針

### ■ 町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上

○防災訓練の実施や、防災活動アドバイザーの活用、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。

### ■ 防災教育の推進

○大学教授等の専門家による児童生徒・保護者対象の防災研修会や、教師の学校防災に関する指導力をより一層向上させるための講習会等の実施に努める。

○各学校や地域における危機管理マニュアルの見直しと避難訓練を繰り返すことにより、自ら命を守るため、主体的に避難行動ができる人材の育成を進め、地域・学校の実状に応じた自主的な取組を推進する。

### ■ 自主防災組織の強化（再掲）

○地域の防災力を高めるため、避難訓練の実施、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。

## ■ リスクシナリオ 4－3 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
情報発信多重化システム登録者割合 （再掲）	0%	100%
情報発信多重化システムの導入（再掲）	未導入	導入済み
住民情報システムの更新（再掲）	未更新	更新済み
防災訓練回数	0回	8回
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
ICT-BCPの見直し	未実施	見直し済み

## 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

#### 5. 産業

##### 脆弱性評価

###### ■ 商業・観光における災害対応（再掲）

- 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる必要がある。
- 平常時から取引先とのサプライチェーンの確保等を図る必要がある。

###### ■ 事業継続計画（BCP）の策定

- 事業者にとって、大規模自然災害等は稀頻度ながら一旦生ずれば事業継続が危ぶまれるほどの重大な影響を及ぼすものとなる。その影響を可能な限り小さくするために事業継続計画の策定を促し、これを踏まえたソフト面・ハード面の備えの実施やそれらによりカバーできないリスクへの備えとしての損害保険の活用を求めていくことが必要である。



##### 推進方針

###### ■ 商業・観光における災害対応（再掲）

- 地域防災計画に基づき、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足により、防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止に陥らない対策を構築する。
- 取引先とのサプライチェーンの確保や、事業所等における備蓄を促進する。また、観光事業者の防災意識の向上を図り、災害復旧に速やかに対応できる体制整備を支援する。

###### ■ 事業継続計画（BCP）の策定

- 事業継続計画策定等の災害に対する事前対策を講じることは、事業者には一定のコスト負担を伴うものであるが、長期的には事業者にメリットをもたらすものであることから、企業に対して事業継続計画（BCP）の策定を促していく。

## 6. 交通・物流

### 脆弱性評価

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。

#### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。

#### ■ 漁港の災害対応力の強化

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受け入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。



### 推進方針

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

#### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

#### ■ 漁港の災害対応力の強化

- 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■水産業の早期再開

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。

#### ■漁港施設の維持管理

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。



### 推進方針

#### ■水産業の早期再開

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

#### ■漁港施設の維持管理

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。



## 10. リスクコミュニケーション

### 脆弱性評価

#### ■ 風評被害を防止する情報発信

○発災後、町民の生活や産業活動に悪影響を及ぼす風評被害の発生を防止する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 風評被害を防止する情報発信

○平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、町内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 道路施設の維持管理（再掲）

○橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 道路施設の維持管理（再掲）

○橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

## ■ リスクシナリオ5－1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	45.5%	50.0%
橋梁補修数	3件	29件
歩道カラー舗装化延長	2,574m	5,724m
道路照明施設改修力所	19力所	34力所

## 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-2 広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響

## 6. 交通・物流

### 脆弱性評価

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。

#### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。

#### ■ 町道整備（再掲）

- 大規模災害により緊急輸送路が使用困難な箇所が発生し、迅速な救助・救急、医療活動に支障を来すことも想定されることから、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を促進する必要がある。

#### ■ 農道・林道の整備（再掲）

- 山間地は道路網が脆弱なため、災害発生時に道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性があることから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。
- 農道・林道については、迂回路となる路線もあり、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐためにも、適正な維持管理を行っていく必要がある。

#### ■ 大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）

- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。

#### ■ 大雪対策（再掲）

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持の低下が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。

#### ■ 漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。



## 推進方針

### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

### ■ 町道整備（再掲）

- 緊急輸送路に被害が生じて、迅速な救助・救急、医療活動を行えるよう、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を推進する。

### ■ 農道・林道の整備（再掲）

- 山間部における孤立集落の発生を防止するため、地域交通ネットワークの機能を補完し、迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。
- 農道・林道、それらの橋梁等について、定期的に点検し、個別施設計画に基づく計画的な補修・更新による適切な補維持管理を行う。

### ■ 大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）

- 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

### ■ 大雪対策（再掲）

- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

### ■ 漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■水産業の早期再開（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。

#### ■漁港施設の維持管理（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。



### 推進方針

#### ■水産業の早期再開（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

#### ■漁港施設の維持管理（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■ 海岸保全施設の計画的維持管理（再掲）

○海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。

#### ■ 総合的な土砂災害対策（再掲）

○土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。



### 推進方針

#### ■ 海岸保全施設の計画的維持管理（再掲）

○町が管理する漁港海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行い、津波等による浸水被害等の防止・軽減を図る。

#### ■ 総合的な土砂災害対策（再掲）

○自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。

○避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。

○防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 道路施設の維持管理（再掲）

○橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 道路施設の維持管理（再掲）

○橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

## ■ リスクシナリオ5－2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	45.5%	50.0%
融雪施設の整備延長（再掲）	12,753km	14,263km
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定 （再掲）	未策定	策定済み

## 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-3 食料等の安定供給の停滞

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 6. 交通・物流

### 脆弱性評価

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。

#### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。

#### ■ 漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受け入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。



### 推進方針

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

#### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

#### ■ 漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。



## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■ 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。
- 食料生産に係る農業水利施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

#### ■ 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理が必要である。
- 当町の多くの水田は、小区画で機械作業の効率が悪く、農道の幅員も狭いため、農作業に多大な労力を要するとともに、生産性も低いことから、耕作放棄地の増加や将来の後継者不足が懸念されている。
- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所・共同利用施設については、食料の安定供給の重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

#### ■ 水産業の早期再開（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。

#### ■ 農林水産業の担い手確保等

- 農林水産業の従事者が減少していることから、平時においても食料の安定供給を図るため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

#### ■ 漁港施設の維持管理（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。



## 推進方針

### ■ 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成

- 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模以上のため池については、ハザードマップを作成するなどして、災害対応力の強化を図る。
- 農業用水利施設について、老朽化対策として、計画的に点検・診断を実施し、必要な対策を講じることで施設の長寿命化を図る。

### ■ 農地・農業水利施設等の保全管理

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落を広げる。
- 大区画ほ場に整備することで、経営感覚に優れた担い手農家に農地を集積し、大型機械等の導入による生産性の向上、農業従事の省力化を図ることで、耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全する。
- 作物共同利用施設等の機能強化を推進し、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

### ■ 水産業の早期再開（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

### ■ 農林水産業の担い手確保等

- 新たに農林水産業に従事する者や参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保、育成を図り、持続可能な農林水産業に資する取組を推進する。

### ■ 漁港施設の維持管理（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

## ■ リスクシナリオ5-3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
ため池ハザードマップの作成	未策定	策定済み
新規就農者数（累計）	2人	7人

## 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

#### 3. 保健医療・福祉

##### 脆弱性評価

###### ■ 医療機関におけるライフラインの確保（再掲）

- 町立診療所では、自家発電設備が未設置である。
- 飲料水等の備蓄品の整備が必要である。



##### 推進方針

###### ■ 医療機関におけるライフラインの確保（再掲）

- 施設の改修工事等の整備を推進する。
- 飲料水や衛生用品の備蓄を検討する。

## 4. ライフライン

### 脆弱性評価

#### ■ 石油等の燃料確保（再掲）

- 役場本庁舎は自家発電の燃料に軽油を使用している。（タンク容量490リットル、11時間発電可能）

#### ■ 上下水道施設の耐震化等（再掲）

- 主要構造物や管路において耐震化や老朽化対策が必要である。
- 洪水等による機能不全の危険性に応じた施設の耐水化と業務継続の計画が必要である。

#### ■ 給水対策の強化（再掲）

- 災害時において生命の維持に欠かせない水を供給する応急給水体制の整備が必要である。

#### ■ 電力・通信事業者との連携強化（再掲）

- 発災時において電話等による避難や救助連絡、安否連絡などの情報伝達が滞りなく行えるよう対策を講じる必要がある。
- 発災時の電力・情報通信の不通を迅速に回復する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 石油等の燃料確保（再掲）

- 災害発生時にも役場本庁舎の電源を確保するため、自家発電の燃料となる軽油を十分確保する。

#### ■ 上下水道施設の耐震化等（再掲）

- 耐震化や老朽化更新は経営戦略等に基づき計画的に推進する。
- ハザードマップ等による浸水想定に基づき、施設の耐水化を推進する。
- あらゆる危険性に備え、業務継続計画（BCP）を策定更新し、必要な対策を推進する。

#### ■ 給水対策の強化（再掲）

- 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を図る。

#### ■ 電力・通信事業者との連携強化（再掲）

- 電力・情報通信事業者等と連携し、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達について訓練を実施するなど、情報伝達体制の強化を図る。
- 発災時の電力・情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図る。

## 6. 交通・物流

### 脆弱性評価

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 上下水道施設の維持管理（再掲）

- 町民の生命を守るため、また衛生的な環境を維持するために必要不可欠な上下水道施設について、適切かつ計画的な維持管理が必要である。



### 推進方針

#### ■ 上下水道施設の維持管理（再掲）

- 上下水道施設について、ストックマネジメント計画等に基づく計画的な維持管理・更新を推進する。

## ■ リスクシナリオ6－1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
歩道カラー舗装化延長（再掲）	2,574m	5,724m
道路照明施設改修カ所（再掲）	19カ所	34カ所
上下水道業務継続計画（BCP）の策定（再掲）	一部策定	策定済み
配水池耐震化率（※上水道有効容量ベース）（再掲） （耐震化配水池÷総配水池×100）	34%	69%
基幹管路耐震適合率（※上水道延長ベース）（再掲） （耐震適合基幹管路÷総基幹管路×100）	8%	15%

## 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-2 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

#### 6. 交通・物流

##### 脆弱性評価

##### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。

##### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。

##### ■ 漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。

##### ■ 大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）

- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。



## 推進方針

### ■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。

### ■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

### ■ 漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

### ■ 大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）

- 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。



## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■水産業の早期再開（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。

#### ■漁港施設の維持管理（再掲）

- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。



### 推進方針

#### ■水産業の早期再開（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

#### ■漁港施設の維持管理（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■ 海岸保全施設の計画的維持管理（再掲）

○海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。



### 推進方針

#### ■ 海岸保全施設の計画的維持管理（再掲）

○町が管理する漁港海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行い、津波等による浸水被害等の防止・軽減を図る。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 道路施設の維持管理（再掲）

○橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 道路施設の維持管理（再掲）

○橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

## ■ リスクシナリオ6－2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	45.5%	50.0%
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定 （再掲）	未策定	策定済み

## 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-3 暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態

#### 6. 交通・物流

##### 脆弱性評価

##### ■大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）

- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。



##### 推進方針

##### ■大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）

- 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

#### ■リスクシナリオ6-3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
融雪施設の整備延長（再掲）	12,753km	14,263km

## 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■ 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成（再掲）

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。
- 食料生産に係る農業水利施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

#### ■ 農地・農業水利施設等の保安全管理（再掲）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保安全管理が必要である。
- 当町の多くの水田は、小区画で機械作業の効率が悪く、農道の幅員も狭いため、農作業に多大な労力を要するとともに、生産性も低いことから、耕作放棄地の増加や将来の後継者不足が懸念されている。
- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所・共同利用施設については、食料の安定供給の重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成（再掲）

- 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模以上のため池については、ハザードマップを作成するなどして、災害対応力の強化を図る。
- 農業用水利施設について、老朽化対策として、計画的に点検・診断を実施し、必要な対策を講じることで施設の長寿命化を図る。

#### ■ 農地・農業水利施設等の保安全管理（再掲）

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保安全管理を実施するため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落を広げる。
- 大区画ほ場に整備することで、経営感覚に優れた担い手農家に農地を集積し、大型機械等の導入による生産性の向上、農業従事の省力化を図ることで、耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全する。
- 作物共同利用施設等の機能強化を推進し、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

- 多重防御による津波災害対策（再掲）
- 河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）
  - 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。
  - 富来（増穂浦）では、近年、海岸浸食が顕著となっている。
  - 未改修河川においては、増水による被害が各所で発生する局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。
- 総合的な治水対策（再掲）
  - 局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。
  - 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、併せてソフト対策の充実を図る必要がある。
- ため池の整備（再掲）
  - ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。



### 推進方針

- 多重防御による津波災害対策（再掲）
- 河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）
  - 海岸保全では、海岸浸食の防止や、波の穏やかな美しい海域の維持に取り組む。
  - 二級河川の改修や即効性がある河川の堆積土砂の除去を推進する。
- 総合的な治水対策（再掲）
  - 河川管理施設の長寿命化を図り、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう計画的な維持管理を行う。
  - 浸水被害の実績が多い河川や市街化区域を流下する河川等について、ハード対策を重点的に実施する。
- ため池の整備（再掲）
  - ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）

○海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。



### 推進方針

#### ■ 河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）

○河川管理施設及び海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。

## ■ リスクシナリオ6-4に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）
ため池ハザードマップの作成（再掲）	未策定	策定済み
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定（再掲）	未策定	策定済み

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

##### ■ 消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）

○災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。

##### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

○現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。  
○発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

##### ■ 消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）

○消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。

○多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。

##### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

○被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。



## 2. 住宅・都市

### 脆弱性評価

#### ■住宅・建築物の耐震化等（再掲）

○木造住宅の所有者に対して木造住宅の耐震診断及び改修の促進を図り、震災に強いまちづくりの推進が必要である。

#### ■空き家対策（再掲）

○空き家の増加に伴い、防犯・防災上や景観上の観点から、緊急に対応すべき危険度の高い物件については、適正な管理が必要である。

#### ■公共施設等の耐震化（再掲）

○公共施設の耐震化率は、新耐震基準で建築された施設は約82%となっているが、旧耐震基準で耐震改修が未実施の施設が8.2%となっており、それらの耐震化が必要である。

#### ■市街地整備（再掲）

○避難場所となる公園の整備、安全に避難できる避難路の確保など、都市の防災機能の向上が必要である。



### 推進方針

#### ■住宅・建築物の耐震化等（再掲）

○昭和56年5月31日以前の既存木造建築物における簡易耐震診断に対して助成する。

○耐震診断の結果、耐震性がない既存建築物の耐震設計費用や耐震改修工事費に対して補助金を交付する。

○公営住宅は、「志賀町住生活基本計画」、「志賀町営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理に努める。

#### ■空き家対策（再掲）

○老朽化が進み放置されている空き家等について、空き家情報の登録と周知を行い、適正管理を促す。

#### ■公共施設等の耐震化（再掲）

○耐震基準を満たしていない公共施設は耐震補強等をして維持するか、取り壊しを行う。

#### ■市街地整備（再掲）

○市街地における交通環境を向上させ、良好な市街地形成を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

○都市拠点の中心市街地では、道路・公共交通、公園、下水道、防災施設などの都市基盤の整備を推進する。

○災害時に一時避難場所となる都市公園について、施設の計画的な修繕・更新を推進する。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

## 12. 官民連携

### 脆弱性評価

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

○応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

## ■ リスクシナリオ7-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
消防団員数（再掲）	294人	324人
簡易耐震診断実施数（累計）（再掲）	31件	67件
耐震改修補助金交付件数（累計）（再掲）	3件	9件
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■ 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成（再掲）

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。
- 食料生産に係る農業水利施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成（再掲）

- 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模以上のため池については、ハザードマップを作成するなどして、災害対応力の強化を図る。
- 農業用水利施設について、老朽化対策として、計画的に点検・診断を実施し、必要な対策を講じることで施設の長寿命化を図る。

## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■多重防御による津波災害対策（再掲）

#### ■河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）

- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。
- 富来（増穂浦）では、近年、海岸浸食が顕著となっている。
- 未改修河川においては、増水による被害が各所で発生する局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。

#### ■総合的な治水対策（再掲）

- 局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。
- 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、併せてソフト対策の充実を図る必要がある。

#### ■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。

#### ■ため池の整備（再掲）

- ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。



### 推進方針

#### ■多重防御による津波災害対策（再掲）

#### ■河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）

- 海岸保全では、海岸浸食の防止や、波の穏やかな美しい海域の維持に取り組む。
- 二級河川の改修や即効性がある河川の堆積土砂の除去を推進する。

#### ■総合的な治水対策（再掲）

- 河川管理施設の長寿命化を図り、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう計画的な維持管理を行う。
- 浸水被害の実績が多い河川や市街化区域を流下する河川等について、ハード対策を重点的に実施する。

#### ■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

#### ■ため池の整備（再掲）

- ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

## 13. 老朽化対策

### 脆弱性評価

#### ■ 河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）

○海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。



### 推進方針

#### ■ 河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）

○河川管理施設及び海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。

### ■ リスクシナリオ7-2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
ため池ハザードマップの作成（再掲）	未策定	策定済み
浚渫河川数（再掲）	0	17

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-3 有害化学物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 地域防災計画（原子力防災計画編）の適切な運用

- 大規模自然災害により原子力災害が発生し放射性物質が放出された場合、町民等の被ばくをできるだけ低減するために適切な対策や避難行動を実施する必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 地域防災計画（原子力防災計画編）の適切な運用

- 町地域防災計画（原子力防災計画編）や原子力災害避難計画等に基づき、適切な対策や避難行動を実施する。また、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行う。

## 9. 環境

##### 脆弱性評価

###### ■ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理

- PCB廃棄物の処分期限は、高濃度PCB廃棄物の大型変圧器・大型コンデンサー等が令和4年3月末まで、安定器及び汚染物等が令和5年3月末まで、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までと定められており、保管事業者への県の指導や啓発に関し、町として協力する必要がある。

###### ■ 石綿飛散防止対策

- 石綿の使用状況調査の未実施施設については、目視、設計図書等による調査を実施し、必要があれば、ばく露防止措置を講ずる必要がある。
- 解体施設の設計前に石綿含有の有無を調査している。



##### 推進方針

###### ■ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理

- 保管中のPCB廃棄物の漏洩等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分に係る啓発を実施する。

###### ■ 石綿飛散防止対策

- 解体建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、石綿の飛散防止対策を徹底する。
- 早急に除去作業ができない場合は、立入り禁止等ばく露を防ぐ応急措置を講ずる。

## ■ リスクシナリオ 7-3 に対する目標の設定

---

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物未処理	1台	0台

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-4 農地・森林等の被害による町土の荒廃

## 7. 農林水産

### 脆弱性評価

#### ■農地・農業水利施設等の保全管理（再掲）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理が必要である。
- 当町の多くの水田は、小区画で機械作業の効率が悪く、農道の幅員も狭いため、農作業に多大な労力を要するとともに、生産性も低いことから、耕作放棄地の増加や将来の後継者不足が懸念されています。
- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所・共同利用施設については食料の安定供給の重要な施設であることから災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

#### ■災害に強い森林づくり（再掲）

- 人工林の半数が一般的な主伐期である50年を超えており、森林が荒廃し、台風・豪雨による土砂災害等で多大な被害を受ける恐れがあるため、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造林することが必要である。

#### ■農林業の担い手確保等

- 農林業の従事者が減少していることから、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。



### 推進方針

#### ■農地・農業水利施設等の保全管理（再掲）

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落を広げる。
- 大区画ほ場に整備することで、経営感覚に優れた担い手農家に農地を集積し、大型機械等の導入による生産性の向上、農業従事の省力化を図ることで、耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全する。
- 作物共同利用施設等の機能強化を推進し、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

#### ■災害に強い森林づくり（再掲）

- 森林の多面的機能の持続可能な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な県産材供給体制の整備を図る。
- 鳥獣害対策の徹底を通じて、森林の整備を計画的に推進し、豊かな森づくりと健全な森林の維持を図る。
- 災害に強い森林づくりの推進等にあたっては、「志賀町森林環境譲与税基金」等を有効に活用しながら実施する。

#### ■農林業の担い手確保等

- 農地・林地等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保、育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。



## 8. 国土保全

### 脆弱性評価

#### ■総合的な治水対策（再掲）

- 局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。
- 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、併せてソフト対策の充実を図る必要がある。

#### ■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。

#### ■ため池の整備（再掲）

- ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。



### 推進方針

#### ■総合的な治水対策（再掲）

- 河川管理施設の長寿命化を図り、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう計画的な維持管理を行う。
- 浸水被害の実績が多い河川や市街化区域を流下する河川等について、ハード対策を重点的に実施する。

#### ■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

#### ■ため池の整備（再掲）

- ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

### ■リスクシナリオ7-4に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
人工林間伐量（*）（再掲）	4.9ha	34.0ha
浚渫河川数（再掲）	0	17
新規就農者数（累計）（再掲）	2人	7人
ほ場整備率（30a程度区画以上）	74.0%	85.6%

（\*）森林環境譲与税を活用したもの

## 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 現在本町では、災害時応援協定（物資・人的応援）を官民合わせて34件を締結している。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。

## 9. 環境

##### 脆弱性評価

###### ■ 災害廃棄物対策

- 広範囲に及ぶ自然災害などでは災害廃棄物の大量発生が予想されることから、迅速にそれらの廃棄物を集積、処理し、被災者の支援及び被災地域の復旧を図ることが必要である。



##### 推進方針

###### ■ 災害廃棄物対策

- 「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

## ■ リスクシナリオ 8-1 に対する目標の設定

---

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定済み

## 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-2 復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態

#### 1. 行政機能・防災教育等

##### 脆弱性評価

###### ■ 災害ボランティアの活動環境の整備

○被災地では多種多様な人的支援が求められることから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われ、効果的かつ継続的な支援が可能となる環境整備が必要である。



##### 推進方針

###### ■ 災害ボランティアの活動環境の整備

○被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携を取りながらボランティアの活動環境を整備する。

## 7. 農林水産

##### 脆弱性評価

###### ■ 農林水産業の担い手確保等（再掲）

○農林水産業の従事者が減少していることから、地域の産業の新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 農林水産業の担い手確保等（再掲）

○新たに農林水産業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保、育成を図り、持続可能な農林水産業に資する取組を推進する。

## 10. リスクコミュニケーション

### 脆弱性評価

#### ■ 町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上（再掲）

○ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

#### ■ 自主防災組織の強化（再掲）

○地域内における速やかな避難等を図るため、適切な避難誘導を行える人材の育成をはじめ、地域の防災力を高めるための体制づくりが必要である。

#### ■ 災害ボランティアの活動環境の整備（再掲）

○発災後の被災地では各種人的支援が求められることから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われ、効果的かつ継続的な支援が可能となる環境整備が必要である。



### 推進方針

#### ■ 町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上（再掲）

○防災訓練の実施や、防災活動アドバイザーの活用、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。

#### ■ 自主防災組織の強化（再掲）

○地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。

#### ■ 災害ボランティアの活動環境の整備（再掲）

○被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携を取りながらボランティアの活動環境を整備する。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。

#### ■ 災害ボランティアの活動環境の整備（再掲）

○被災地では多種多様な人的支援が求められることから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われ、効果的かつ継続的な支援が可能となる環境整備が必要である。

#### ■ 建設産業の担い手確保・育成

○建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。



### 推進方針

#### ■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

○地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。

#### ■ 災害ボランティアの活動環境の整備（再掲）

○被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携を取りながらボランティアの活動環境を整備する。

#### ■ 建設産業の担い手確保・育成

○復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

### ■ リスクシナリオ 8-2 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
新規就農者数（累計）（再掲）	2人	7人
防災士登録者総数（再掲）	274人 うち女性53人	321人
自主防災組織総数（再掲）	31組織	41組織

## 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### 2. 住宅・都市

##### 脆弱性評価

###### ■文化財の耐震化及び防災設備の充実

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建造物等の防災・防犯対策の徹底を図る必要がある。



##### 推進方針

###### ■文化財の耐震化及び防災設備の充実

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建築物等の耐震化及び防災・防犯設備等を推進する。
- 防災設備として、火災報知器の設置を推進する。

## 9. 環境

##### 脆弱性評価

###### ■環境保全の推進

- 自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。



##### 推進方針

###### ■環境保全の推進

- 自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する。

## 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 2. 住宅・都市

##### 脆弱性評価

###### ■ 応急仮設施設の迅速な供給

○ 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を維持する必要がある。



##### 推進方針

###### ■ 応急仮設施設の迅速な供給

○ 応急仮設住宅について、県と連携し、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、協定締結団体と平時より連携するなど、災害時の迅速な供給体制を確保する。

## 8. 国土保全

##### 脆弱性評価

###### ■ 地籍調査の実施

- 志賀地域は平成22年度で調査をほぼ完了（進捗率：98.41%）したが、一部の地区は未調査となっている。現在は、富来地域の調査（進捗率：75.78%）を行っているが、現状ベースで調査を進めても、富来地域が完了するまでには10年近くの期間を要する。
- 高浜地区、中甘田地区は、旧測量方式（平板測量）で国土調査が実施されており、公共座標を使用していないことから、測量精度が劣っており境界の復元能力が相当に低い。そのため、再調査が望ましいが、国土調査完了後の境界管理等は所有者間の問題であり、また、再調査に対する国庫補助がないために町単独での調査となる。



##### 推進方針

###### ■ 地籍調査の実施

○ 過疎化、高齢化が進み耕地も荒廃し調査困難地が増加する中、進捗が遅延するほど土地境界に必要な人証や物証が失われ調査が困難となってくる。そのため、早期に地籍調査が完了するよう、国の実施計画による予算措置や町職員配置等も鑑みながら、国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を実施していく。



## 10. リスクコミュニケーション

### 脆弱性評価

#### ■ 建設業者等との応急復旧体制の強化

○被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、建設業者及び舗装業者等との連携により、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図る体制を整備する必要がある。



### 推進方針

#### ■ 建設業者等との応急復旧体制の強化

○建設業者及び舗装業者等との連携を強化し、大規模自然災害発生後であっても、迅速に応急工事等が行えるよう、平時から応急復旧体制の構築を促進する。

## 11. 人材育成

### 脆弱性評価

#### ■ 建設産業の担い手確保・育成（再掲）

○建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。



### 推進方針

#### ■ 建設産業の担い手確保・育成（再掲）

○復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

## ■ リスクシナリオ 8-4 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R1）	目標値 （R7）
地籍調査事業進捗率（計画に対する）	89.86%	95.94%

## 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-5 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

#### 5. 産業

##### 脆弱性評価

###### ■ 商業・観光における災害対応（再掲）

- 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる必要がある。
- 平常時から取引先とのサプライチェーンの確保等を図る必要がある。

###### ■ 事業継続計画（BCP）の策定（再掲）

- 事業者にとって、大規模自然災害等は稀頻度ながら一旦生ずれば事業継続が危ぶまれるほどの重大な影響を及ぼすものとなる。その影響を可能な限り小さくするために事業継続計画の策定を促し、これを踏まえたソフト面・ハード面の備えの実施やそれらによりカバーできないリスクへの備えとしての損害保険の活用を求めていくことが必要である。



##### 推進方針

###### ■ 商業・観光における災害対応（再掲）

- 地域防災計画に基づき、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足により、防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止に陥らない対策を構築する。
- 取引先とのサプライチェーンの確保や、事業所等における備蓄を促進する。また、観光事業者の防災意識の向上を図り、災害復旧に速やかに対応できる体制整備を支援する。

###### ■ 事業継続計画（BCP）の策定（再掲）

- 事業継続計画策定等の災害に対する事前対策を講じることは、事業者には一定のコスト負担を伴うものであるが、長期的には事業者にメリットをもたらすものであることから、企業に対し事業継続計画（BCP）の策定を促していく。

## 10. リスクコミュニケーション

### 脆弱性評価

■ 風評被害を防止する情報発信（再掲）

○ 発災後、町民の生活や産業活動に悪影響を及ぼす風評被害の発生を防止する必要がある。



### 推進方針

■ 風評被害を防止する情報発信（再掲）

○ 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、町内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する。

## 第6章 計画の推進

### 1. 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた、より安全・安心な志賀町の国土強靱化を推進するためには、各種施策の優先順位を明確にして、優先順位の高い施策を重点的に進める必要があります。

本計画における優先的に取り組む施策については、設定した8つの事前に備えるべき目標に対応すべく、以下の施策（重複する施策を除く）について優先的に取り組むこととします。

事前に備えるべき目標全てに対し、優先的に取り組む施策を位置づけることにより、志賀町の国土強靱化を総合的かつ効果的に実現していくものとします。

各事前に備えるべき目標に対し優先的に取り組む施策を下表に整理します。

表. 優先的に取り組む施策

事前に備えるべき目標	優先的に取り組む施策【対応リスクシナリオ】
1. 直接死を最大限防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅・建築物の耐震化等 【1-1, 7-1】</li> <li>●公共施設等の耐震化 【1-1, 7-1】</li> <li>●町内病院の耐震化等 【1-1, 2-5】</li> <li>●社会福祉施設の耐震化等 【1-1, 2-5, 2-7】</li> <li>●富来病院における津波対策 【1-3】</li> <li>●町民等への災害情報の伝達(*) 【1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-4, 4-1, 4-3】</li> <li>●海岸保全施設の計画的維持管理 【1-3, 5-2, 6-2】</li> <li>●浸水対策に係る下水道整備等 【1-4】</li> </ul>
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上下水道施設の耐震化等(*) 【2-1, 2-7, 6-1】</li> <li>●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*) 【2-1, 2-2, 2-3, 2-5, 5-1, 5-2, 5-3, 6-1, 6-2】</li> <li>●消防団の充実強化及び消防力の整備充実 【1-2, 2-3, 3-2, 7-1】</li> <li>●農道・林道の整備 【2-2, 5-2】</li> <li>●災害医療体制の充実 【2-5】</li> <li>●避難所での感染症予防対策 【2-6, 2-7】</li> </ul>
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化(*) 【3-2, 4-1, 4-2, 4-3】</li> </ul>
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化(*) 【3-2, 4-1, 4-2, 4-3】</li> <li>●町民等への災害情報の伝達(*) 【1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-4, 4-1, 4-3】</li> </ul>
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*) 【2-1, 2-2, 2-3, 2-5, 5-1, 5-2, 5-3, 6-1, 6-2】</li> </ul>
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上下水道施設の耐震化等(*) 【2-1, 2-7, 6-1】</li> <li>●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*) 【2-1, 2-2, 2-3, 2-5, 5-1, 5-2, 5-3, 6-1, 6-2】</li> </ul>
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な土砂災害対策 【1-5, 2-2, 5-2, 7-2, 7-4】</li> <li>●河川管理施設・海岸保全施設の維持管理 【1-4, 6-4, 7-2】</li> <li>●災害に強い森林づくり 【1-5, 7-4】</li> </ul>
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林水産業の担い手確保等 【5-3, 7-4, 8-2】</li> </ul>

(\*)重複する施策

## 2. 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「志賀町総合計画」、「志賀町創生総合戦略」、「志賀町地域防災計画」及び関連する分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、各種施策の実施の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

加えて、本計画に大きく影響を及ぼす諸計画の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。

